

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 8 月29日
【事業年度】	第11期（自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日）
【会社名】	株式会社アイデミー
【英訳名】	Aidemy Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員 社長 石川 聡彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-6868-0998
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部 本部長 新原 侑介
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-6868-0998
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部 本部長 新原 侑介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2021年5月	2022年5月	2023年5月	2024年5月	2025年5月
売上高 (千円)	-	-	-	2,119,697	2,056,395
経常利益 (千円)	-	-	-	290,848	43,539
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	-	-	-	215,688	8,128
包括利益 (千円)	-	-	-	220,027	2,596
純資産額 (千円)	-	-	-	1,181,942	1,242,536
総資産額 (千円)	-	-	-	2,050,252	2,062,870
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	294.21	292.47
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	-	-	-	54.34	2.03
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	51.03	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	57.1	56.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-	18.8	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	29.83	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	319,360	205,040
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	182,401	111,500
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	232,301	78,367
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	1,616,931	1,378,758
従業員数 (人)	-	-	-	123	130
(ほか、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(39)	(35)

(注) 1. 第10期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益、自己資本利益率、株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載していません。

3. 当社は、2023年6月22日付で東京証券取引所グロース市場に上場しております。第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第10期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 第10期の自己資本利益率は連結初年度であるため、期末自己資本に基づいて計算しております。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第10期	第11期
決算年月	2021年 5 月	2022年 5 月	2023年 5 月	2024年 5 月	2025年 5 月
売上高 (千円)	603,764	1,156,059	1,666,618	2,073,451	1,726,692
経常利益又は経常損失 () (千円)	177,703	8,425	240,070	248,194	43,215
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	178,229	8,957	290,261	188,428	20,961
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	10,000	81,435	81,435	51,000	54,365
発行済株式総数					
普通株式	2,000,000	2,000,000	3,917,600	3,978,000	3,996,850
S1種優先株式	364,000	364,000	-	-	-
S2種優先株式 (株)	150,000	150,000	-	-	-
S3種優先株式	516,000	516,000	-	-	-
A 種優先株式	777,700	777,700	-	-	-
B 種優先株式	-	109,900	-	-	-
純資産額 (千円)	479,920	613,833	904,095	1,143,443	1,171,136
総資産額 (千円)	852,880	1,089,061	1,451,696	1,926,442	1,866,770
1株当たり純資産額 (円)	254.41	258.88	230.69	287.36	292.93
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	47.08	2.29	74.09	47.47	5.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	44.58	5.01
自己資本比率 (%)	56.2	56.3	62.2	59.3	62.7
自己資本利益率 (%)	-	-	38.2	16.5	1.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	34.14	114.39
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	15,832	42,507	350,877	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,496	6,512	38,164	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	21,837	142,250	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	756,713	934,958	1,247,670	-	-
従業員数 (人)	55	55	79	92	81
(ほか、平均臨時雇用者数)	(33)	(41)	(40)	(39)	(35)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	37.1
(比較指標：東証グロース市場250指数) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(120.5)
最高株価 (円)	-	-	-	4,560	1,720
最低株価 (円)	-	-	-	1,371	463

(注) 1. 第10期より連結財務諸表を作成しているため、第10期、第11期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2. 第8期までの1株当たり純資産額の算定に当たっては、優先株主の払込金額を控除して計算しております。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 第8期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
7. 当社は、2023年6月22日付で東京証券取引所グロース市場に上場しております。第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第10期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第8期の期首から適用しており、第8期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 第8期までの自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
10. 第9期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
11. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイトを含む）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
12. 2023年3月10日開催の取締役会決議により、2023年3月27日付ですべてのS1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該S1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式及びB種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したS1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式及びB種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。これにより、発行済株式数は普通株式3,917,600株となっております。なお、2023年3月28日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
13. 2023年6月22日付で、東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第7期から第10期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
14. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、当社株式は2023年6月22日付で、同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2【沿革】

当社の主な沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
2014年 6 月	当社代表取締役 石川 聡彦が東京大学に在学中、東京都中央区にGoods株式会社（現株式会社アイデミー）を設立
2016年 7 月	本社を東京都渋谷区に移転
2017年 7 月	商号を株式会社アイデミーに変更
2017年 9 月	個人領域におけるデジタル人材育成支援プログラム「Aidemy Premium(アイデミー プレミアム)」をリリース
2017年12月	無料で学べるAIプログラミング学習サービス「Aidemy Free (アイデミーフリー)」をリリース
2018年 7 月	エンタープライズ企業のデジタル変革に向けて必要なデジタル人材の育成支援を行うオンラインDXラーニング「Aidemy Business(アイデミー ビジネス)」をリリース 本社を東京都文京区に移転
2019年 3 月	「Aidemy Business」に付随したサービスとして講師派遣型でデジタル人材育成研修を行う「Aidemy Practice (アイデミープラクティス)」をリリース
2019年12月	一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）に入会
2020年 1 月	ダイキン工業株式会社と資本業務提携契約を締結。AI人材の育成を強化し、AIを活用したソリューションを創出
2020年 4 月	株式会社テクノプロと資本業務提携契約を締結。AI人材育成からサービス開発まで共同で実施 エンタープライズ企業のデジタル変革をテーマ選定からPoC開発、システム開発、運用まで一気通貫で伴走型支援するサービス「Modeloy (モデロイ)」をリリース
2020年 8 月	本社を東京都千代田区淡路町に移転
2021年 2 月	「Aidemy」シリーズの受講者数が10万人を突破
2021年 6 月	古河電気工業株式会社と資本業務提携契約を締結。デジタル人材育成から新規事業開発まで共同で実施
2021年11月	KDDI株式会社と地域のDX人材育成に関する業務提携契約を締結
2022年 7 月	個人のデジタルスキルを可視化するアセスメントテスト「DSAT (Digital Skill Assessment Test)」をリリース
2022年12月	日本ゼオン株式会社と資本提携契約を締結。マテリアルズ・インフォマティクス（ビッグデータ、AIなどのデジタル技術の活用により、材料の製造方法を予測するなど、材料開発の効率化を図る取り組み）領域での本格的な協業を開始
2023年 1 月	「Aidemy」シリーズの受講者数が20万人を突破
2023年 2 月	本社を東京都千代田区大手町に移転
2023年 6 月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年 7 月	材料開発のためのデータ活用プラットフォーム「Lab Bank (ラボバンク)」をリリース
2024年 1 月	Webクリエイティブ・アプリケーション構築の株式会社ファクトリアルを子会社化
2024年 3 月	DX推進力の可視化アセスメント「DPAS (Digital Professional Assessment Service)」をリリース GX推進担当の入門講座「Aidemy GX 個人向け」をリリース
2024年 4 月	AI/DXの人材育成プラットフォームにパーソナルAIアシスタント「My Aide (マイエイド)」をリリース
2024年 6 月	Webサイトやスマートフォンサイトの制作・実装等の株式会社まぼろしを子会社化
2024年 7 月	カーボンニュートラル実現等に必要の人材育成の課題に対応する「グリーン人材開発協議会」設立
2024年10月	4週間集中型の生成AI特化ブートキャンプ「生成AI活用塾」開講
2024年12月	モダンなWebアプリケーション開発及びWebサイト制作の株式会社トゥーアールを子会社化
2025年 2 月	株式会社ファクトリアルを完全子会社化

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社3社(2025年5月31日現在)で構成されています。

当社グループは「先端技術を、経済実装する。」をミッションに掲げ、AIをはじめとした新たなソフトウェア技術を、いち早くビジネスの現場にインストールし、次世代の産業創出を加速させることを目的として事業を展開しております。

当社グループは単一セグメントであるため、売上区分別の内容を記載しております。売上区分別の事業内容及び当社と子会社の当該事業に係わる位置づけは以下のとおりであります。

売上区分	主なサービス内容	主な会社
AI/DXプロダクト (法人向けAI/DX人材育成支援)	・オンラインDXラーニング「Aidemy Business」 ・実践型AI/DX研修「Aidemy Practice」	当社
AI/DXソリューション (法人向けデジタル変革伴走型支援)	・AIモデル開発を含む内製化支援「Modeloy」	当社 (株)ファクトリアル (株)まぼろし (株)トゥーアール
AI/DXリスキリング (個人向けリスキリング支援)	・オンラインDXラーニング「Aidemy Premium」	当社

当社グループの売上区分別の事業内容は、以下のとおりであります。

(1) AI/DXプロダクト

AI/DXプロダクトでは、主にエンタープライズ企業（従業員1,000名以上の企業約4,000社、当社グループ定義）のデジタル変革を行う土台づくりやデジタル技術内製化のために、デジタル人材の育成支援を行うオンラインDXラーニング「Aidemy Business(アイデミービジネス)」及び講師を派遣し研修を実施する講師派遣型デジタル人材育成研修「Aidemy Practice(アイデミープラクティス)」を提供しております。

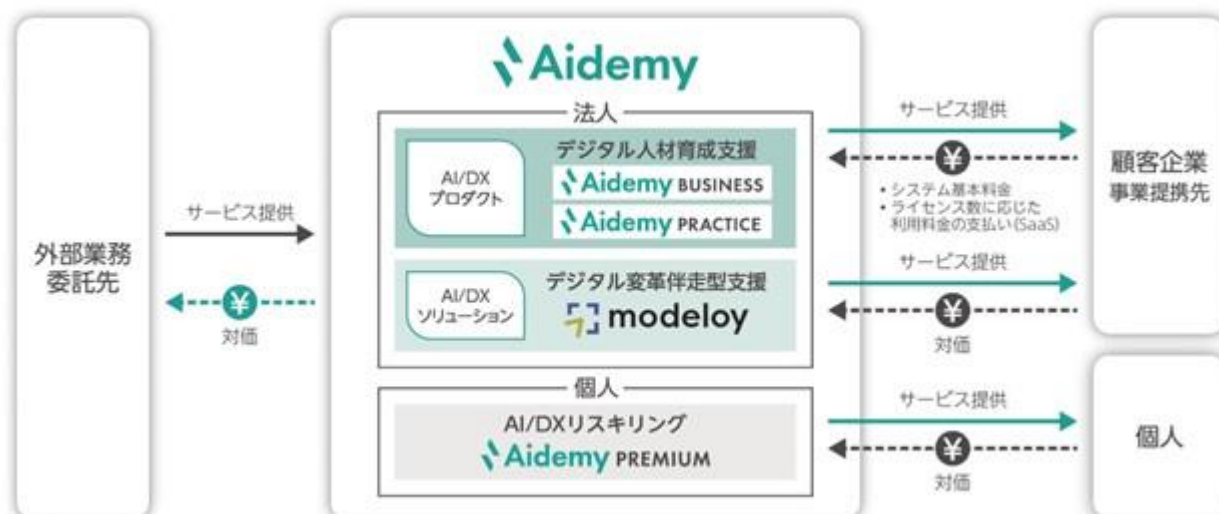
(2) AI/DXソリューション

AI/DXソリューションでは、主にエンタープライズ企業向けに様々な現場のデジタル変革に必要なテーマ選定、PoC開発、システム開発、運用までの全ての領域を顧客企業に伴走しながら支援する「Modeloy（モデロイ）」のサービスを提供しております。

(3) AI/DXリスキリング

AI/DXリスキリングでは、個人領域におけるデジタル人材育成支援プログラム「Aidemy Premium（アイデミープレミアム）」のサービスを提供し、個人のリスキリングを支援しております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
株式会社ファクトリアル (注)1.2.	東京都三鷹市	77,500千円	Webクリエイティブ事業及びWebアプリケーション構築事業	100.0	役員の兼任 業務委託
株式会社まぼろし	東京都千代田区	6,600千円	Webサイトやスマートフォンサイトの制作・実装等、Webサイトに関わる業務	70.0	業務委託
株式会社トゥーアール	東京都渋谷区	3,000千円	フロントエンド専門のWeb制作会社	70.0	業務委託

- (注)1. 特定子会社に該当しており、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社ではありません。
2. 株式会社ファクトリアルについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	328,358千円
	経常利益	76,761千円
	当期純利益	55,500千円
	純資産額	111,694千円
	総資産額	204,945千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年5月31日現在

従業員数(人)
130(35)

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループはAI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 提出会社の状況

2025年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
81(35)	38.4	2.8	7,379

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はAI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
4. 従業員の内訳として、ビジネス領域に属する人員(セールス・カスタマーサポートに係る人員)は42%、テクノロジー領域に属する人員(エンジニア・コンサルティング・データサイエンス・コンテンツ制作に係る人員)は41%、コーポレート領域に属する人員(管理業務に係る人員)は17%となっております。
5. 従業員数が前事業年度末に比べ11名減少しております。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合（％） （注）１．	男性労働者の育児休業取得率（％） （注）２．	労働者の男女の賃金の差異（％） （注）１．３．			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
25.0	75.0	60.7	80.7	115.7	

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 男女の賃金の差異については、男性の賃金に対する女性の賃金割合を示しております。なお、賃金の基準は性別に関係なく同一であり、等級別人員構成の差によるものであります。

4. 連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「先端技術を、経済実装する。」をミッションに掲げ、AIをはじめとした新たなソフトウェア技術を、いち早くビジネスの現場にインストールし、次世代の産業創出を加速させることを目的として事業を展開しております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、AI/DX実現に対する顧客課題に対して、デジタル人材の育成から実践支援まで一気通貫で提供することを基本戦略としています。

顧客のデジタル人材育成からスタートし、実践型研修による人材育成支援や、プロジェクト実装支援などのサービスを連携させることで、継続的なコンサルティングサービスを提供しています。

また、コンサルティングで得た知見を基に、DXの進化と顧客ニーズにあったプロダクトをスピーディーに開発し、サービスラインナップを拡充することで、持続的な成長を目指しております。

上記に加えて、M&Aの実施とそのシナジー効果によって、非連続的な成長も加えていくことにより、より高い成長性を目指してまいります。



(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、より高い成長性と収益性を実現するため、売上高及び営業利益を重要な経営指標と位置づけております。また持続的な事業拡大の観点から、長期継続顧客数を経営指標として重視しております。長期継続顧客数は、当四半期を含む過去4四半期間連続でサービス契約中の顧客企業数と定義しております。

サービス契約継続中の「長期継続顧客数」の推移（単位：社）

	2023年5月期				2024年5月期				2025年5月期			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
長期継続顧客数	87	94	111	118	122	123	138	144	132	126	127	127

(4) 経営環境及び事業対象となる市場

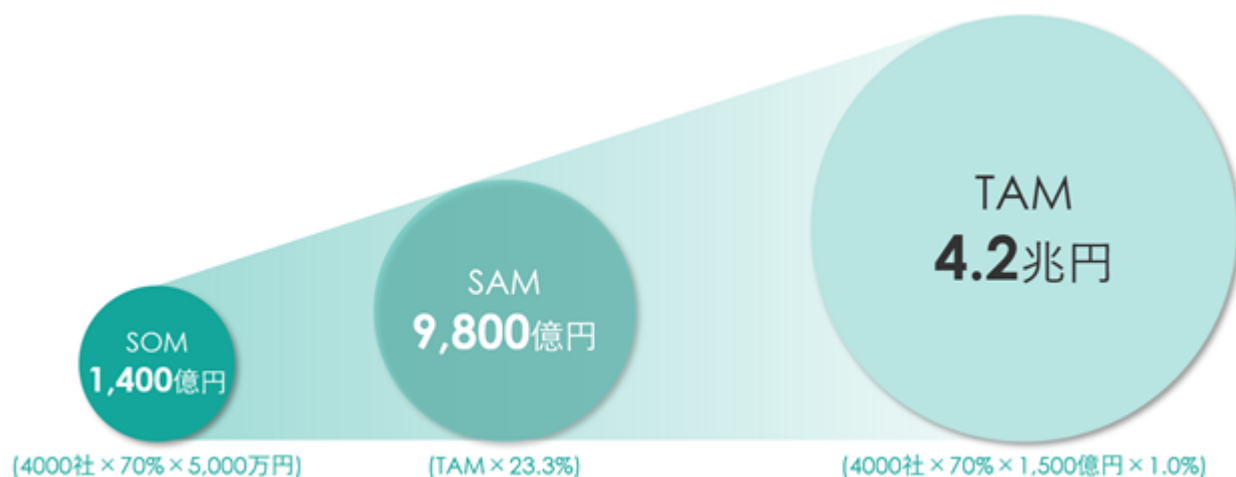
当社グループが提供するAI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業は、法人向けのAI/DXプロダクト、AI/DXソリューション、個人向けのAI/DXリスクリングに係るサービスを提供しており、AI/DXビジネスの国内市場に属しております。AI/DXビジネスの国内市場は成長を続けており、2030年度には9兆2,666億円にも及ぶ想定（出所：「富士キメラ総研2025デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」）であり、国内におけるAI/DXビジネスの拡がりが見込まれます。特に製造業や金融業、サービス業など幅広い各産業でAI/DXの導入に向けた取り組みが進んでおります。また、国内外の競争力を維持・向上させるために、政府もデジタル変革を推進する施策を積極的に展開しております。

当社グループは、AI/DXプロダクトの分野での持続的な競争優位性を築くため、デジタル人材育成の領域において顧客企業のニーズを的確に捉えたコンテンツの開発力、顧客を第一に考えたUI/UX（ユーザーインターフェイス/ユーザーエクスペリエンス）を反映したシステム開発力が重要と考えており、これらの組織能力を築くための継続的な投資・改善に努めております。また、競争優位性を保つために、市場の動向を常に監視し、競合他社の戦略や新技術の出現に対して、適時かつ適切に対応する体制を構築しております。

そして、AI/DXソリューションでは、多くのAI/DXベンダーがサービスの一つとして類似のサービスを提供しております。当社グループは、他社との差別化としてAI/DXプロダクトでのデジタル人材育成を通じて把握した顧客企業のニーズをもとに、顧客企業のデジタル変革支援を提供しており、かつ伴走型支援とすることで顧客企業内にノウハウを残すことができます。これにより、顧客企業からの信頼を獲得し、長期的なビジネス関係を構築できると考えております。

当社グループでは、AI/DXプロダクト及びAI/DXソリューションにおいてコアなターゲット領域と位置づけているエンタープライズ企業数（従業員1,000名以上の企業数4,000社、当社グループ定義）とそれら顧客企業の売上高の中央値（1,500億円）、売上高に占めるIT予算比率の中央値（1.0%、注1）、内製化率（70%、注2）から約4.2兆円を初期的な市場規模（TAM、注3）と想定しております。

また、TAMのうち、当社グループがターゲットとしている市場規模（SAM、注4）は、IT予算全体に占めるDX関連予算23.3%（注5）であり、SOM（注6）は、コアなターゲット領域と位置づけているエンタープライズ企業数（4,000社）、内製化率、当社グループの1社当たり最大売上高5,000万円を元に想定しております。



- （注）1．一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会（JUAS） 企業IT動向調査報告書 ～ユーザー企業のIT投資・活用の最新動向（2020年度調査）
- 2．IT人材白書2020、調査対象：業界団体（JUAS、JEITA）の会員企業 / 地域の業界団体の会員企業 / 民間データベース登録企業（情報システム部門）
- 3．TAMはTotal Addressable Marketを表し、あるサービス・プロダクトにおいて様々な条件が満たされた時に実現する最大の市場規模を意味しております。掲載したTAMの数値は当社グループが本書提出日現在で営む事業に係る客観的な市場規模を示すものではありません。当社グループの提供する各種サービス・プロダクトのTAMは、外部の統計資料や公表資料を基礎として、当社グループ内の事業進捗や知見に基づく一定の前提を用いて当社グループが推計した金額であるため、高い不確実性を伴うものであり、今後実際に実現する市場規模は大きく変動する可能性があります。
- 4．SAMはServiceable Available Marketを表し、TAMの中でターゲティングした部分の市場規模を意味しております。
- 5．一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会（JUAS） 企業IT動向調査報告書 ～ユーザー企業のIT投資・活用の最新動向（2019年度調査）より、IT予算に占めるバリューアップ予算の割合をDX予算として想定しております。
- 6．SOMはServiceable Obtainable Marketを表し、実際に商品・サービスを市場に投入した時に、実際にアプローチして獲得できる可能性のある市場規模を意味しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

市場ニーズへの柔軟な対応

当社グループの事業領域であるAI/DX市場においては、生成AIに関連するサービスや業種特化型ソリューションなどの新たなニーズが急速に広がりつつあり、顧客からの期待水準もより高度化しています。こうした変化に対し、柔軟に価値を提供できる開発・提案体制の構築が不可欠です。

このような課題に対して、当社グループとしましては、顧客との共創による仮説検証サイクルの高速化や、社内外の知見を統合するアライアンス・外部連携の強化に取り組むことで、より迅速かつ的確に市場ニーズへ対応できる体制の確立を目指してまいります。

グループ全体でのシナジー創出と連携強化

当社グループは、各社異なる専門性と強みを持つ一方で、対象とする顧客層や提供サービスの一部が重なり合う領域も存在しております。今後、グループ全体としての企業価値を高めるためには、これら各社の知見・アセットを有機的に結びつけ、戦略的に連携・補完し合う体制の構築が不可欠であると認識しております。

特に、営業・開発・プロジェクトマネジメント等の現場レベルにおいて、協業体制を明確にし、グループ一体となったサービス提供を実現することが重要な課題と考えております。当社グループでは、グループ間での情報共有の高度化、共通基盤の整備、人的リソースの相互活用、共同提案機会の拡充などを通じて、シナジーの最大化を図り、持続的な成長と競争力強化を目指してまいります。

優秀な人材の確保と持続可能な組織体制の構築

当社グループが展開する事業領域においては、高度な専門性を有する人材が競争力の源泉であり、今後の持続的な成長の鍵を握る重要な経営資源と位置づけております。しかしながら、エンジニアやデータサイエンティスト、プロダクトマネージャーなどの高度人材は市場全体で需給が逼迫しており、獲得競争が激化しております。また、急速に変化する市場に対応するためには、人材の量的拡充に加えて、組織全体の柔軟性・自律性を備えた運営体制の確立が求められています。

当社グループでは、多様な働き方を支える制度整備や、専門性を高める社内研修の拡充、評価・報酬制度の透明性向上を通じて、優秀な人材の確保・定着を図ってまいります。また、グループ内外の人材リソースを有機的に連携させることで、事業成長を支える持続可能な組織体制の構築に取り組んでまいります。

財務上の課題

先述の事業上の課題への対応に加え、当社グループでは、持続的な成長を見据えた投資活動を今後も継続的に実施してまいります。こうした成長投資は、短期的には営業キャッシュ・フロー（営業CF）に対してマイナスの圧力となる可能性があることから、成長資金の安定的な確保に向けて、内部留保の着実な積み上げに加え、外部資金調達手段の多様化が重要な経営課題であると認識しております。

また、これらの投資活動においては、CACや粗利率等の定量的な効果測定指標に基づく投資判断フレームワークを導入し、費用対効果の精緻な評価と意思決定の質の向上に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは、「先端技術を、経済実装する。」をミッションに掲げ、AIをはじめとした新たなソフトウェア技術を、いち早くビジネスの現場にインストールし、次世代の産業創出を加速させることを目的として事業を展開しております。

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、現状、サステナビリティに関する基本方針を定めておらず、サステナビリティ関連のリスク及び機会、管理するためのガバナンス過程、統制及び手続等の体制をその他のコーポレート・ガバナンスの体制と区別しておりません。

詳細は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) リスク管理

当社グループでは、現状、サステナビリティに関する基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連のリスク管理における詳細な記載はいたしません。全社的なリスク及び機会を識別し評価できるよう、リスク管理・コンプライアンス規程に基づき、リスク管理体制を整備しております。

詳細は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(3) 戦略

当社グループは、人的資本への投資の重要性を認識しており、従業員の身体的・精神的・社会的な健康を実現することで、中長期的な企業価値向上に寄与するものと考えております。

多様な属性、才能、経験等をもった人材を積極的に採用し、業務に必要な知識習得に向けた自己研鑽を促進することで、継続的な人材育成に取り組んでおります。

また、テレワーク勤務、フルフレックス制度などにより柔軟な働き方を可能とするとともに、各種福利厚生制度の拡充など、多様な人材が健康で、モチベーション高く、やりがいをもって働くことができる環境の整備に取り組んでおります。

今後も、人的資本の重要性の認識を一層高め、サステナビリティの観点でエンゲージメント・人材育成等の人的投資を増強してまいります。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、(3)戦略(人的資本について)において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に係る指標について、具体的な取り組みを行っているものの、本報告書提出日現在においては、当該指標についての目標を設定しておりません。

今後、関連する指標のデータの収集と分析を進め、目標を設定し、その進捗に合わせて開示項目を検討してまいります。

なお、女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「第1 企業の概況、5 従業員の状況、(4)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載しております。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1)事業環境に関するリスク

AI/DX関連市場について

当社グループは、AI/DX関連のプロダクト・ソリューション事業を展開しており、企業のデジタル変革を支援しております。国内市場では今後も拡大が見込まれ、特に製造業、金融業、サービス業など幅広い業種で導入の動きが加速しています。しかしながら、市場の成長ペースが想定を下回った場合、又は市場が拡大しても当社グループが同様の成長を実現できなかった場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

競合について

当社グループが展開するAI/DX関連事業においては、既存の競合に加え、高額な初期投資や許認可を要しない特性から新規参入が容易であり、今後さらなる競合の増加が想定されます。

競合他社の戦略や新技術への対応が遅れた場合には、当社グループの競争力の低下や費用の増加を招き、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

技術革新について

当社グループが事業展開しているAI/DX関連市場では、技術革新や環境変化のスピードが非常に速く、関連事業者はその変化に対応が求められます。当社グループにおいても、最新の技術動向等を常に把握し、技術革新や環境変化に柔軟に対応できるよう努めておりますが、当社グループが、技術変化や新たなビジネスモデルの出現による環境変化に適切に対応できない場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(2)コンプライアンスに関するリスク

訴訟について

当社グループは、本書提出日現在において、第三者から訴訟を提起されている事実はありません。当社グループは、法令遵守に努めておりますが、事業活動を行う中で、訴訟、その他の法的手続の対象となるリスクがあり、重要な訴訟等の提起を受けた場合には、訴訟関連費用や賠償金等の支払い、社会的信用の低下、企業イメージの毀損、レピュテーションリスクの顕在化等により、当期純利益の減少など当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

知的財産管理について

当社グループは、特許権や商標権等の知的財産権に関して、外部の弁理士等を通じて調査する等、その権利を侵害しないように留意するとともに、必要に応じて知的財産権を登録することにより、当社グループ権利の保護にも留意するよう努めております。しかしながら、当社グループの認識していない第三者の知的財産権が既に成立している又は今後成立する可能性があり、仮に当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者により損害賠償請求、使用差止請求又はロイヤルティ支払要求等が発生する可能性があります。当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティ体制について

当社グループでは、顧客の機密情報や個人情報を取り扱うにあたり、代表取締役を責任者とする情報セキュリティ体制を構築し、2020年12月にはプライバシーマーク（JIS Q 15001）を取得しております。しかしながら、万一、外部からの不正アクセス等により情報漏洩が発生した場合には、顧客や取引先からの信頼が損なわれ、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(3)事業運営に関するリスク

人材の確保及び育成について

当社グループでは、事業拡大に向けて優秀な人材の採用・育成に取り組んでおりますが、採用計画の遅延や市場環境の変化により人材の確保が困難となった場合、また人材流出が進んだ場合には、業務運営及び事業拡大に支障が生じる可能性があります。当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

経営管理体制の確立について

当社は2014年に設立され、未だ社歴が浅く成長途上にあります。今後の事業運営及び成長拡大に対応するため、当社の事業体制及び内部管理体制の更なる強化が不可欠であると認識しております。事業規模に適した事業体制及び内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

当社グループのサービスは、外部クラウドサーバー（Google社が提供するGoogle Cloud Platformのサービス（以下、「GCP」という））にて提供しており、GCPの安定的な稼働が当社グループの事業運営上、重要な事項となっております。セキュリティ対策や監視体制の強化を進めておりますが、GCP側の障害、自然災害、サイバー攻撃などによるシステム障害やネットワーク遮断が発生した場合には、社会的信用の低下等により、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

特定の人物への依存について

当社代表取締役である石川聡彦は、当社グループの創業者であるとともに、大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を担っております。当社グループは、特定の人物に過度に依存しない体制を作るために、取締役会等における役員間の相互の情報共有や経営組織の強化に努めておりますが、何らかの理由により代表者が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

（４）財政状態のリスク

新株予約権の新たな発行による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループの役員並びに従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。今後も役員並びに従業員に対するインセンティブとして、新株予約権を付与する可能性があり、それにより株式が新たに発行された場合、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、2025年5月末における新株予約権による潜在株式数は413,275株であり、当社発行済株式総数3,996,850株の10.3%に相当しております。

M&A、資本提携等について

当社グループでは今後の事業拡大へのために、M&Aによる企業買収や資本提携等も積極的に推進してまいります。実施にあたっては、対象となる企業の財務内容や事業についてのデューデリジェンスを行い、事前にリスクを把握するとともに、収益性や投資回収の可能性について慎重な検討を行ってまいります。経済環境の変化等の理由から、当社グループが期待した通りのシナジーが得られず、想定通りの投資効果を上げられない場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

のれんの減損リスクについて

当社グループは、M&Aの実施に伴い発生するのれんを資産計上し、一定期間で償却を行っております。当該のれんについては将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、事業環境の変化等により期待する成果が得られなかった場合には、当該のれんについて減損処理を行う必要が生じる可能性があります。減損損失が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

AI/DXプロダクトに係るソフトウェアの減損リスクについて

当社グループでは、AI/DXプロダクト(コンテンツ含む)に係るソフトウェアについては、将来収益獲得又は費用削減が確実であると認められたものを資産計上しております。しかしながら、市場環境の急激な変化などにより、当初の事業計画通りに収益が見込めない場合や、利用価値が減少した場合には、当該ソフトウェア等の無形資産の減損処理を行う必要が生じる可能性があります。減損損失が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は1,691,725千円となり、前連結会計年度末と比べ66,626千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が238,173千円減少し、売掛金及び契約資産が114,500千円増加したことによるものであります。固定資産は371,144千円となり、前連結会計年度末と比べ79,244千円増加いたしました。これは主に、のれんが72,315千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、2,062,870千円となり、前連結会計年度末と比べて12,617千円増加いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は536,990千円となり、前連結会計年度末と比べ113,492千円減少いたしました。これは主に、未払金が64,407千円、前受金が72,034千円減少したことによるものであります。固定負債は283,343千円となり、前連結会計年度末と比べ65,516千円増加いたしました。これは主に、長期借入金が59,334千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、820,334千円となり、前連結会計年度末と比べ47,975千円減少いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は1,242,536千円となり、前連結会計年度末と比べ60,593千円増加いたしました。これは主に、非支配株主持分が61,990千円増加したことによるものであります。

b. 経営成績の状況

当連結会計年度における我が国の経済環境は、依然として先行きの不透明感が継続したものの、社会全体においてDX（デジタルトランスフォーメーション）及びAI活用への関心は一層高まりを見せました。

このような環境のもと、当社グループは「先端技術を、経済実装する。」をミッションに掲げ、AIをはじめとした新たなソフトウェア技術を、いち早くビジネスの現場にインストールし、次世代の産業創出を加速させることを目的として事業を展開しております。

AI/DXプロダクトでは、主にエンタープライズ企業（従業員1,000名以上の企業約4,000社、当社グループ定義）のデジタル変革を行う土台づくりやデジタル技術内製化のために、デジタル人材の育成支援を行うオンラインDXラーニング「Aidemy Business(アイデミービジネス)」及び講師を派遣し研修を実施する講師派遣型デジタル人材育成研修「Aidemy Practice(アイデミープラクティス)」を提供しております。

AI/DXソリューションでは、主にエンタープライズ企業向けに様々な現場のデジタル変革に必要なテーマ選定、PoC開発、システム開発、運用までの全ての領域を顧客企業に伴走しながら支援するサービス「Modeloy(モデルロイ)」を提供しております。

AI/DXリスティングでは、個人向けにAI・データサイエンス分野のスキル習得を目的としたリスティングサービス「Aidemy Premium(アイデミープレミアム)」を展開し、キャリア支援を含めた包括的なサポートを提供しております。

当連結会計年度につきましては、当社グループとしては、引き続き新規コンテンツやコースの公開をはじめとした各種サービスの拡充に努めました。加えて非連続的な成長を図るため、M&A戦略を積極的に推進しました。2024年6月には株式会社まぼろし（以下、「まぼろし」）を、同年12月には株式会社トゥーアール（以下、「トゥーアール」）の株式を取得し、それぞれ子会社化を行いました。なお、まぼろしの業績取込については、2025年5月期第2四半期連結会計期間より、トゥーアールの業績取込については、2025年5月期第4四半期連結会計期間より開始しております。

当連結会計年度における売上高につきましては、AI/DXソリューションにおいて、まぼろし及びトゥーアールの業績取込みに加え、前連結会計年度第4四半期に子会社化した株式会社ファクトリアルの通期寄与があったものの、既存案件の大型化が想定通りには進まず、成長が一時的に停滞いたしました。

また、AI/DXプロダクトにおいては、エンタープライズ企業向けAI/デジタル教育サービスの提供が一巡したことや、AI/DXリスティングにおける契約数の低調な推移が影響し、2,056,395千円（前年同期比3.0%減）となりました。

売上高の減少に対しては、外注費・広告宣伝費の見直しや役員報酬の減額等を通じたコスト抑制策を講じましたが、子会社株式取得に伴うのれん償却費の増加や、株式取得関連費用等の一時的な費用の発生もあり、営業利

益は43,658千円（同85.2%減）、経常利益は43,539千円（同85.0%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は8,128千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益215,688千円）と大幅な減益となりました。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、売上区分別の売上実績については、AI/DXプロダクトは1,169,656千円（同8.9%減）、AI/DXソリューションは675,066千円（同24.2%増）、AI/DXリスティングは211,673千円（同27.6%減）となっております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ238,173千円減少し、1,378,758千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果、減少した資金は205,040千円（前連結会計年度は319,360千円の増加）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益43,689千円、売上債権及び契約資産の増加額79,307千円、代金を事前に収受して開始される事業形態であることから受注減による前受金の減少額72,034千円、未払金の減少額78,901千円や減価償却費の計上50,746千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果、減少した資金は111,500千円（前連結会計年度は182,401千円の減少）となりました。これは、自社開発のソフトウェアやコンテンツの無形固定資産の取得による支出50,437千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出93,740千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入40,449千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果、増加した資金は78,367千円（前連結会計年度は232,301千円の増加）となりました。これは主に、長期借入れによる収入130,000千円、長期借入金の返済による支出58,364千円、株式の発行による収入6,731千円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b．受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c．販売実績

販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 （自2024年6月1日 至2025年5月31日）	
	販売高（千円）	前年同期比（％）
AI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業	2,056,395	97.0

（注）1．当社グループは、AI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。（増加理由については、下記事業領域の注記をご確認下さい。）

2．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

販売先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
日本ゼオン株式会社	299,122	14.1	-	-

（注）当連結会計年度における日本ゼオン株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。

当社グループは、AI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

事業領域	当連結会計年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
AI/DXプロダクト	1,169,656	91.1
AI/DXソリューション	675,066	124.2
AI/DXリスティング	211,673	72.4

(注) 各事業領域の増減理由について

・AI/DXプロダクト

デジタル教育市場の成熟化に伴い、契約終了やライセンス数の見直しが進行した影響によります。

・AI/DXソリューション

株式会社まぼろし及び株式会社トゥーアールの業績取込みに加え、前連結会計年度に子会社化した株式会社ファクトリアルの業績の通期寄与による影響であります。

・AI/DXリスティング

競合の増加に伴う顧客獲得競争の激化により、利用者が減少したことが要因であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。しかしながら、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

2 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績、財政状態、キャッシュ・フローの分析については、前記「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

3 資本の財源及び資金の流動性

資金需要

資金については、現金及び預金が当連結会計年度末は1,378,758千円で、営業活動から得る現金及び現金同等物の水準については、当面事業を継続していく上で十分な流動性を確保しているものと考えております。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、従業員の給与及び手当の他、販売費及び一般管理費の営業費用であります。また、今後の成長を見据えたシステムやコンテンツの開発、人材採用及び売上増の基盤となる顧客を獲得するための広告宣伝費の先行投資等で活用してまいります。

財務政策

当社グループは、事業運営上必要な資金を安定的に確保するために、必要な資金は自己資金、エクイティファイナンス等でバランスよく調達していくことを基本方針としております。

4 経営成績に重要な要因を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。また、今後の経営成績に影響を与える課題につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

当社は、2024年6月24日開催の臨時取締役会において、株式会社まぼろしの株式を取得し、子会社化することについて決議し、2024年6月25日付で株式譲渡契約を締結しました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載しております。

また、2024年11月15日開催の臨時取締役会において、株式会社トゥーアールの株式を取得し、子会社化することについて決議し、2024年12月2日付で株式譲渡契約を締結しました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載しております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は60,855千円であり、その内容は、人員増加に伴う情報機器の取得による工具、器具及び備品6,013千円、ソフトウェアや教材コンテンツ等の制作54,871千円であります。

なお、当社グループは、AI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		工具、器具 及び備品	ソフトウェア(ソ フトウェア仮勘定 を含む)	コンテンツ(コン テンツ仮勘定を含 む)	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社設備	8,831	39,899	57,202	105,933	81(35)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 本社は賃借物件であり、年間賃料は35,200千円であります。
3. 当社は、AI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2025年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
			工具、器具 及び備品	合計	
株式会社ファクトリアル	本社 (東京都三鷹市)	本社設備	4,832	4,832	33(-)
株式会社まぼろし	本社 (東京都千代田区)	本社設備	42	42	7(-)
株式会社トゥーアール	本社 (東京都渋谷区)	本社設備	85	85	9(-)

- (注) 当社グループは、AI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
計	15,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年8月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,996,850	3,996,850	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株 であります。
計	3,996,850	3,996,850	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2025年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

2019年6月27日付臨時株主総会決議及び2019年6月27日付取締役会決議

決議年月日	2019年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 15 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	20,125(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,125(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	179(注) 2
新株予約権の行使期間	2021年6月28日～2029年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 179 資本組入額 90
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2025年5月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年7月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

- (1)当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2)当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（無償割当を含む）、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、死亡から6ヶ月以内に当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

当社又は子会社の使用人

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

権利者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合その他これらに類する手続開始の申立があった場合

権利者につき解散の決議が行われた場合

権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流もしくは関与を行っていることが判明した場合

権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

- (6)権利者が当社又は子会社の取締役もしくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当し、又はこれに準ずる非行を行った場合
- 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社もしくは新設会社、会社分割における承継会社もしくは新設会社、又は株式交換もしくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
- 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6)権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
- 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7)新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
- (8)組織再編行為の際の取扱い
- 本項に準じて決定する。

第2回新株予約権

2020年5月28日付臨時株主総会及び2020年5月28日付取締役会決議

決議年月日	2020年5月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 2 当社従業員 26
新株予約権の数(個)	26,050(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 26,050(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450(注)2
新株予約権の行使期間	2022年5月30日～2030年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年5月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年7月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

(1)当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2)当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(無償割当を含む)、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、死亡から6ヶ月以内に当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

当社又は子会社の使用人

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

権利者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

権利者につき解散の決議が行われた場合

権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流もしくは関与を行っていることが判明した場合

権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(6)権利者が当社又は子会社の取締役もしくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当し、又はこれに準ずる非行を行った場合

権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

5. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社もしくは新設会社、会社分割における承継会社もしくは新設会社、又は株式交換もしくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6)権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8)組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

第3回新株予約権

2020年5月28日付臨時株主総会決議及び2020年5月28日付取締役会決議

決議年月日	2020年5月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の数（個）	320,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 320,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450（注）2
新株予約権の行使期間	2022年9月1日～2032年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 451 資本組入額 226（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2025年5月31日）における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年7月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）１．本新株予約権１個につき目的となる株式数は、当社普通株式１株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- ２．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（無償割当てを含む）、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

３．本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 本新株予約権者は、2022年５月期から2026年５月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、900百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員又は顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記３．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

５．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記５．(1)記載の資本金等増加限度額から、上記５．(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

６．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記１．に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記５．に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記３．に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記４．に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

７．本新株予約権は、新株予約権１個につき１円で有償発行しております。

8. 当社の代表取締役である石川聡彦は、当社の現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションなどを目的として、2020年5月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年5月28日付で白井元氏を受託者として「新株予約権信託」（以下「本信託（第3回新株予約権）」といいます。）を設定しており、当社は本信託（第3回新株予約権）に対して、会社法に基づき2020年5月31日に第3回新株予約権(2020年5月28日臨時株主総会決議)を発行しております。その後、2024年8月1日付で、新株予約権信託の受託者を白井元氏から川副浩司氏に変更しております。本信託(第3回新株予約権)は、当社の役職員に対して、将来の功績に応じて、川副浩司氏に付与した第3回新株予約権320,000個（1個当たり1株相当）を分配するものであります。既存の新株予約権を用いたインセンティブプランと異なり、当社の役職員に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員に対しても、新株予約権の分配を可能とするものであります。第3回新株予約権の分配を受けた者は、当該第3回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第3回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

名称	第3回新株予約権（新株予約権信託）
委託者	石川聡彦
受託者	川副浩司
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。）
信託契約日	2024年8月1日（注）
信託の種類と新株予約権数（個）	(A01) 150,000 (A02) 170,000
信託期間満了日（交付基準日）	(A01) 発行会社の株式が東京証券取引所グロース市場（もしくはそれに類する市場）に上場した日から2年6か月が経過した日 発行会社の株式がプライム市場（もしくはそれに類する市場）に上場した日から6か月が経過した日 （発行会社株式が上場していない時点において）発行会社の支配権が第三者（発行会社の親会社・関連会社を除く。）に直接的もしくは間接的に移転すること（発行会社の議決権の過半数に相当する株式の譲渡の他、発行会社の親会社の議決権の過半数に相当する株式を譲渡する場合などを含む。）が行われた日 2027年5月31日のいずれか早い日 (A02) 発行会社の株式がプライム市場（もしくはそれに類する市場）に上場した日から6か月が経過した日 （発行会社株式が上場していない時点において）発行会社の支配権が第三者（発行会社の親会社・関連会社を除く。）に直接的もしくは間接的に移転すること（発行会社の議決権の過半数に相当する株式の譲渡の他、発行会社の親会社の議決権の過半数に相当する株式を譲渡する場合などを含む。）が行われた日 2030年5月31日のいずれか早い日
信託の目的	(A01) 第3回新株予約権150,000個（1個当たり1株相当） (A02) 第3回新株予約権170,000個（1個当たり1株相当）
受益者適格要件	当社は、交付基準日における当社等の役職員を受益候補者とし、当社が別途定める交付ガイドラインに従い、受益候補者の中から本信託の受益者となるべき者を選定し、受益者の確定手続きが完了した後、受益者が確定します。

（注）2024年8月1日付で新株予約権信託の受託者を川副浩司氏に変更するのに伴い、2024年8月1日付で、委託者、白井元氏、川副浩司氏との間で時価発行新株予約権信託の受託者変更に関する覚書を締結しております。

第4回新株予約権

2021年6月7日付取締役会決議及び2021年6月15日付臨時株主総会決議

決議年月日	2021年6月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 36
新株予約権の数（個）	44,500（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 44,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	600（注）2
新株予約権の行使期間	2023年6月16日～2031年6月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2025年5月31日）における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年7月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．本新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

(1)当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2)当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（無償割当を含む）、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．本新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2)本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、死亡から6ヶ月以内に当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

(3)権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (4)本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1)当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)当社の発行済株式総数の過半数の株式を特定の第三者（当社の株主を含む。）が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3)当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上もしくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4)当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5)権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

当社又は子会社の使用人

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

- (6)次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

権利者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

権利者につき解散の決議が行われた場合

権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流もしくは関与を行っていることが判明した場合

権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

- (7)権利者が当社又は子会社の取締役もしくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当し、又はこれに準ずる非行を行った場合

権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

5. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社もしくは新設会社、会社分割における承継会社もしくは新設会社、又は株式交換もしくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第5回新株予約権

2021年6月7日付取締役会決議及び2021年6月15日付臨時株主総会決議

決議年月日	2021年6月15日
新株予約権の数(個)	2,600(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600(注)2
新株予約権の行使期間	2021年6月21日～2031年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年5月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年7月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1)当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2)当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(無償割当を含む)、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2)本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、死亡から6ヶ月以内に当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

(3)権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4)本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1)当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2)当社の発行済株式総数の過半数の株式を特定の第三者（当社の株主を含む。）が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3)当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上もしくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4)当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(5)権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

当社又は子会社の使用人

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(6)次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員もしくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

権利者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

権利者につき解散の決議が行われた場合

権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流もしくは関与を行っていることが判明した場合

権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(7)権利者が当社又は子会社の取締役もしくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当し、又はこれに準ずる非行を行った場合

権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

5. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社もしくは新設会社、会社分割における承継会社もしくは新設会社、又は株式交換もしくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称し

て「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記１．に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記２．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6)権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8)組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

(３) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年12月23日 (注) 1	A 種優先株 式 39,900	普通株式 2,000,000 S1種優先株式 364,000 S2種優先株式 150,000 S3種優先株式 516,000 A 種優先株式 777,700	22,543	122,543	22,543	494,211
2021年 5 月31日 (注) 2	-	普通株式 2,000,000 S1種優先株式 364,000 S2種優先株式 150,000 S3種優先株式 516,000 A 種優先株式 777,700	112,543	10,000	-	494,211
2021年 6 月21日 (注) 3	B 種優先株 式 86,900	普通株式 2,000,000 S1種優先株式 364,000 S2種優先株式 150,000 S3種優先株式 516,000 A 種優先株式 777,700 B 種優先株式 86,900	56,485	66,485	56,485	550,696
2021年11月26日 (注) 4	B 種優先株式 23,000	普通株式 2,000,000 S1種優先株式 364,000 S2種優先株式 150,000 S3種優先株式 516,000 A 種優先株式 777,700 B 種優先株式 109,900	14,950	81,435	14,950	565,646

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年3月27日 (注)5	S1種優先株式 364,000 S2種優先株式 150,000 S3種優先株式 516,000 A種優先株 式 777,700 B種優先株 式 109,900 普通株式 1,917,600	普通株式 3,917,600	-	81,435	-	565,646
2023年6月21日 (注)6	普通株式 50,000	普通株式 3,967,600	24,150	105,585	24,150	589,796
2023年10月4日 (注)7	-	普通株式 3,967,600	5,585	100,000	-	589,796
2023年6月1 日～2024年5月 31日 (注)8	普通株式 10,400	普通株式 3,978,000	1,310	101,310	1,310	591,106
2024年5月10 日 (注)9	-	普通株式 3,978,000	50,310	51,000	50,310	641,416
2024年6月1 日～2025年5月 31日 (注)8	普通株式 18,850	普通株式 3,996,850	3,365	54,365	3,365	644,782

(注)1. 有償第三者割当

発行価格 1,130円

資本組入額 565円

割当先 金山 靖昌、椎木 茂、吉田 憲一郎、坪山 昌司、川島 敦、関口 康、及川 卓也

このうち、20,400株は、債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)による増加であります。

2. 資本金の減少は、財務体質の強化を目的とした減資(減資割合91.8%)によるものであります。

3. 有償第三者割当

発行価格 1,300円

資本組入額 650円

割当先 古河電気工業株式会社、馬場 博明、千本 倅生

4. 有償第三者割当

発行価格 1,300円

資本組入額 650円

割当先 KDDI地方創生事業育成1号投資事業有限責任組合

5. 2023年3月10日開催の取締役会において東京証券取引所への上場申請を行うことが可決されたことを受け、定款の定めに基づき、2023年3月27日付ですべてのS1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該S1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式及びA種優先株式及びB種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付する内容の転換を実施しております。また、当社が取得したS1種優先株式、S2種優先株式、S3種優先株式、A種優先株式及びB種優先株式のすべてについて会社法第178条の規定に基づき消却しております。

6. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,050円

引受価額 966円

資本組入額 483円

払込金総額 48,300千円

7. 2023年8月30日開催の第9回定時株主総会の決議に基づき、2023年10月4日付で減資の効力が発生し、資本金の額5,585千円を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。(資本金減資割合5.2%)

8. 新株予約権の権利行使による増加であります。

- 9 . 2024年 5 月 9 日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2024年 5 月10日付で減資の効力が発生し、資本金の額 50,310千円を減少し、資本準備金に振り替えております。（資本金減資割合49.6％）

(5) 【所有者別状況】

2025年 5 月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	20	43	15	19	2,405	2,503	-
所有株式数 （単元）	-	35	1,835	3,326	686	62	33,984	39,928	4,050
所有株式数の割合 （％）	-	0.1	4.6	8.3	1.7	0.2	85.1	100	-

(6) 【大株主の状況】

2025年 5 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
石川 聡彦	東京都中央区	1,793,000	44.86
株式会社ホクエツ	宮城県仙台市青葉区五橋一丁目 5 番 3 号	120,000	3.00
山田 裕一	神奈川県横浜市都筑区	98,500	2.46
古河電気工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号	76,900	1.92
日本ゼオン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号	76,900	1.92
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目 6 番21号	65,200	1.63
清田 典章	奈良県香芝市	47,000	1.18
中川 綾太郎	東京都港区	44,200	1.11
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号	42,500	1.06
伊藤 浩介	東京都中央区	41,800	1.04
計	-	2,406,000	60.20

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年 5 月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,992,800	39,928	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,050	-	-
発行済株式総数	3,996,850	-	-
総株主の議決権	-	39,928	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社グループは、株主への利益還元を重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、現在成長過程にありますので、更なる成長に向けた組織体制の整備や事業の拡大、サービスの充実やシステム環境の整備等への投資に有効活用することが、株主に対する利益貢献につながると考えております。

上記の理由から、創業以来配当を実施しておりません。当面は、内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業の拡充等への財源として有効活用する方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針であります。現時点において配当の実施時期等については未定であります。なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

c. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

d. 内部監査

当社では、代表取締役直属の独立部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者が各部門の業務執行の妥当性・適法性・効率性についてチェック、検証を行うために、監査計画に基づき各部門に対する監査を行っております。監査結果については代表取締役に報告し、業務改善に役立てております。

なお、当社では、内部監査担当者、監査役並びに会計監査人が、監査を有効かつ効率的に進めるために適宜情報交換を行っております。

e. リスク管理・コンプライアンス委員会

リスク管理・コンプライアンス体制の基本として「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定しております。また、リスク管理・コンプライアンス規程に定められているとおり、コーポレート本部長新原佑介を委員長とし、代表取締役を含む各常勤取締役、内部監査室長、及び他当該委員会が指名する者によって構成されるリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。これにより、コンプライアンスに関する全社の方針、体制の維持・管理、コンプライアンスの推進を図っております。

f. 品質管理委員会

当社サービスの品質管理活動の円滑な推進を図ることを目的に、「品質管理委員会規程」を制定しております。また、代表取締役社長石川聡彦が品質管理統括責任者、取締役技術本部本部長清水俊博が品質管理委員長となり、事業本部に所属するリーダー以上の部員で構成される品質管理委員会を設置しており、品質管理の計画、管理、実施、見直しに関する協議及び障害等の重要事案に関する協議を行っております。

g. 報酬諮問委員会

当社は取締役の報酬について取締役会からの諮問を受け審議・答申する機関として、代表取締役社長石川聡彦を委員長とし、構成員の過半数を社外取締役とする報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、原則として毎年1回以上開催するものとしており、取締役の役員報酬の決定に際して協議を行うことで、透明性と公平性を担保しております。

現在の報酬諮問委員会の構成員は、代表取締役を委員長とし、その他の構成員は社外取締役2名であります。

当事業年度における報酬委員会の開催状況は以下のとおりです。

役 職	氏 名	出席回数 / 開催回数
委員長	石川 聡彦	2回 / 2回
委 員	鈴木 智行	2回 / 2回
委 員	椎木 茂	2回 / 2回

内部統制システムの整備の状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) Mission及びValueの趣旨徹底を図ることにより、役職員のコンプライアンス意識の醸成及び向上に努めるものとする。
- (2) 役職員は、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議及び社内規程等の定めに従い、職務を執行するものとする。
- (3) 社外取締役及び社外監査役を設置して、取締役の職務執行に対する牽制並びに監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるものとする。
- (4) 内部監査を徹底して、使用人の法令、定款及び社内規程等の遵守状況を確認し、必要に応じて是正を講ずるものとする。
- (5) 内部通報制度を設けるほか、コンプライアンスに関する教育研修を実施して、コンプライアンス体制の充実に努めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

議事録、稟議書及び職務執行に係る重要な情報が記載されたその他の文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、秘密保持に万全を期して保存するとともに、適時に閲覧できるよう検索性の高い状態での管理に努めるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのあるリスクについて、その発生を未然防止するために取締役会及び経営会議に報告のうえ対応を協議するものとする。
- (2) リスク管理・コンプライアンス規程を整備して、不測の事態に迅速に対応できる体制を整備するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を毎月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。
- (2) 取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行状況を取締役に報告するものとする。
- (3) 業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。
- (4) 経営会議により予実管理を徹底するほか、役職員が経営情報を可能な限り共有することで、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図るものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ全体の総合力の向上を目的に、子会社の管理内容を定めた社内規則を制定し、当社グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図るものとする。
- (2) 内部監査部門は、子会社の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保するものとする。
- (3) 当社グループは、グループ会社経営全般に関して当社と子会社との間で定期的に会議を開催し重要な情報を共有するほか、子会社の管理に関する規程に基づき、子会社の重要な業務執行について当社が承認を行う、又は報告を受けることとする。

6. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査役を取締役会、経営会議及びその他の重要な会議への出席又はその議事録等の閲覧の機会を確保するものとする。

取締役及び使用人は、監査役から報告を求められた場合は、必要な報告及び情報提供を適切に行うものとする。また、取締役及び使用人は、経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのある事項や重大な法令又は定款違反並びにその他不正行為に関する事項を予見し又は発見した場合は、直ちに監査役に報告するものとする。

- (2) 取締役及び使用人が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告したことを理由として報告を行った取締役及び使用人が不利な取り扱い及び報復行為等を受けることを禁止するものとする。

- (3) 監査役の職務遂行に必要な人員及び資金を確保するための体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助すべき使用人を置くものとする。また、監査役がその職務執行を目的とした費用を当社に対して請求した場合は、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

- (4) その他監査役監査の実効性を確保するための体制

監査役、内部監査責任者及び監査法人との連携体制の整備に協力するものとする。監査役は、監査役監査の実効性を確保するために、代表取締役に対して監査役監査の体制整備等を要請することができるものとする。

7. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。
- (2) 取引開始に際して、取引先の反社会性を検証するものとする。
- (3) 取引先に反社会性が確認された場合は、速やかに取引を解消するものとする。
- (4) 平素から、法律顧問及び警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努めるとともに、有事における対応体制を整備するものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 経理業務に係る規程等を整備するとともに、会社法その他の関係法令等を遵守して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図るものとする。
- (2) 内部監査による継続的なモニタリングにより、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を把握並びに評価して、必要に応じて是正するものとする。

リスク管理体制の整備の状況

日常の業務遂行において発生するリスクについては、該当部署が専門部署と連携しながらリスク管理を行っております。なお、弁護士事務所と顧問契約を締結しており、重要な法務問題に関しては適宜アドバイスを受けております。

コーポレート本部管掌執行役員が委員長となり、リスク管理・コンプライアンス規程に定められた委員によって構成されるリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。

その他、リスク管理・コンプライアンス違反行為又はその恐れがある場合には、速やかに、その所属長又は内部相談通報窓口もしくは外部通報窓口に相談通報するよう内部通報規程にて規定しております。この相談通報は、チャットツール、電子メール、その他当社が指定する方法で行うものとしております。

取締役会で決議できる責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令に定める範囲内で、取締役会の決議によって免除することが出来る旨を定款で定めております。

取締役会の定数

当社の取締役は11名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

(1) 自己の株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して資本政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(3) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が業務を遂行するに当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を19回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役 職	氏 名	出席回数 / 開催回数
代表取締役	石川 聡彦	19回 / 19回
取締役	馬場 博明	5 回 / 5 回
取締役 CTO	清水 俊博	14回 / 14回
社外取締役	鈴木 智行	17回 / 19回
社外取締役	椎木 茂	18回 / 19回
常勤社外監査役	若松 典子	19回 / 19回
社外監査役	清水 政彦	19回 / 19回
社外監査役	堂田 丈明	19回 / 19回

- (注) 1 取締役馬場 博明は、2024年 8 月29日開催の第10回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しています。
- 2 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が 1 回ありました。

取締役会では、法令等に定める重要事項に関する決議、役員人事、予算・事業計画等の意思決定を行っており、また、月次の業績等について毎月報告を行い、目標達成に向けた戦略や環境変化等により生じた課題への対策など、企業価値向上に向けた審議を行っております。当事業年度における具体的な検討内容としては、経営戦略の立案、各種規程の改訂、組織変更、株主総会提案提出議案、決算承認、その他重要な事項などであります。また、報告事項として、月次数値報告の他、適時のリスク管理・コンプライアンス委員会及び品質管理委員会の活動報告等の重要な事項について報告を受けております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 執行役員 社長	石川 聡彦	1992年10月22日生	2014年 6 月 当社設立 代表取締役執行役員 社長 就 任(現任) 2023年12月 株式会社ファクトリアル 取締役 就任	注 3 .	1,793,000
取締役執行役員 CTO 技術本部本部長	清水 俊博	1979年 9 月21日生	2005年 4 月 株式会社ユー・エス・イー 入社 2009年 9 月 株式会社ドワンゴ 入社 2019年 7 月 SO Technologies株式会社 入社 2020年 5 月 当社 入社 2020年 9 月 当社 取締役 CTO就任 2023年 9 月 当社 執行役員 CTO 技術本部本部長 就 任 2024年 1 月 一般社団法人TSKaigi Association 理事 就任(現任) 2024年 8 月 当社 取締役執行役員 CTO 技術本部本部 長 就任(現任)	注 3 .	10,550
取締役	鈴木 智行	1954年 8 月19日生	1979年 4 月 ソニー株式会社 入社 2000年 1 月 同社CCD事業部長 就任 2004年 6 月 同社業務執行役員 就任 2012年 4 月 同社執行役EVP 就任 2015年 4 月 同社執行役副社長 就任 2018年 7 月 日本アジアグループ株式会社専務就任 2020年 9 月 当社社外取締役 就任(現任) 2022年 6 月 兼松エレクトロニクス株式会社社外取締 役 就任	注 3 .	1,800
取締役	椎木 茂	1950年 2 月13日生	1993年 1 月 ブライスウォーターハウスコンサルタン ト株式会社パートナー & 常務取締役 就 任 2006年 7 月 IBMビジネスコンサルティングサービ ス株式会社代表取締役社長兼日本アイ・ ビー・エム株式会社執行役員GBS担当 就 任 2009年 7 月 日本アイ・ビー・エム株式会社専務執行 役員兼IBMビジネスコンサルティングサー ビス株式会社代表取締役社長 就任 2011年 1 月 日本アイ・ビー・エム株式会社顧問 就 任 2013年 4 月 日本オラクル株式会社副社長執行役員ア プリケーションビジネス統括・アライア ンス事業統括 就任 2016年 6 月 同社相談役 就任 2016年12月 株式会社イルグルム取締役(監査等委 員) 就任 2017年10月 SAPジャパン株式会社 デジタルビジネス サービス事業本部シニアエグゼクティブ アドバイザー 就任(現任) 2017年12月 株式会社イルグルム(旧株式会社ロック オン)取締役 就任(現任) 2021年 9 月 当社社外取締役 就任(現任) 2022年 6 月 株式会社イーシーキューブ(旧ボクブ ロック株式会社)社外取締役 就任(現 任) 2024年 4 月 ELESTYLE株式会社 社外取締役 就任 (現任)	注 3 .	4,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	若松 典子	1970年12月13日生	1995年10月 有限責任監査法人トーマツ 入所 東京事務所国内監査部門所属 2000年10月 新日本アーンストアンドヤング株式会社 (現EY税理士法人) 入所 2005年 9 月 株式会社バイオフィロンティア・パート ナーズ 入社 管理部所属 2008年 6 月 有限責任監査法人トーマツ 入所 金融グループ所属 2014年11月 公認会計士若松弘之事務所 入所(現 任) 2020年 3 月 当社常勤監査役就任(現任)	注4.	1,100
監査役	清水 政彦	1979年 6 月 5 日生	2003年10月 三田安田法律事務所入所 2014年 4 月 筆筈町法律事務所設立 2017年 5 月 HCA法律事務所 パートナー就任(現任) 2018年 4 月 当社監査役就任(現任) 2018年 9 月 アイムファクトリー株式会社 非常勤監査役 就任(現任)	注4.	-
監査役	堂田 文明	1976年 3 月24日生	2004年 9 月 カロリンスカ研究所 入所 2006年10月 フレッドハッチンソンがん研究所 入所 2007年12月 小西中村特許事務所 入所 2010年 6 月 三枝国際特許事務所 入所 2012年 8 月 京都大学 iPS 細胞研究所 入所 2013年 9 月 株式会社メガカリオン 入社 2016年 5 月 株式会社Preferred Networks 入社 2017年 1 月 名古屋大学客員准教授 就任(現任) 2017年 6 月 株式会社アマゾンウェブサービス 入社 2019年 7 月 東京工業大学非常勤講師 就任 2019年10月 大阪大学特任教授 就任(現任) 2020年 1 月 INVENTIO PARTNERS代表 就任 2020年 5 月 塩野義製薬株式会社非常勤技術顧問 就任 2020年 5 月 当社監査役 就任(現任) 2022年 8 月 Google Cloud Japan合同会社 ベンチャーキャピタル事業開発統括 就任(現任) 2024年 4 月 株式会社estie監査役就任(現任)	注4.	-
計					1,810,950

- (注) 1. 取締役鈴木智行、椎木茂は社外取締役であります。
2. 監査役若松典子、清水政彦及び堂田文明は、社外監査役であります。
3. 2025年8月29日開催の定時株主総会終結の時から、2026年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2023年3月28日開催の臨時株主総会終結の時から、2026年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各部門の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。提出日現在、執行役員は7名で、執行役員社長石川聡彦、執行役員コーポレート本部本部長新原侑介、執行役員CTO清水俊博、執行役員木之内毅、執行役員金沢晶子、執行役員松山晋、執行役員嘉戸裕希で構成されております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であり、社外監査役は3名であります。

社外取締役鈴木智行氏は、製造業の技術部門における豊富な業務経験及び技術・研究開発部門における十分な知見・スキルを有しており、取締役会の意思決定機能を強化することを期待し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社株式を1,800株所有しておりますが、これら以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役椎木茂氏は、グローバルファームでの業務経験や企業経営に携わる経験を有しており、外部の視点から業容拡大かつガバナンス強化のための監督・助言を期待し、社外取締役として選任しております。なお、同

氏は当社株式を4,500株所有しておりますが、これら以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

常勤監査役若松典子氏は、公認会計士の資格を保有しており、監査法人での監査経験があるため、その専門知識と経験を活かした適正な監査を受けるとともに、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を期待し、常勤監査役として選任しております。なお、同氏は当社株式を1,100株、当社潜在株式を1,100株所有しておりますが、これら以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

非常勤監査役清水政彦は、弁護士の資格を保有しており、金融法務及び会社法務全般の分野に関する豊富な知識と経験があるため、その専門知識と経験を活かした適正な監査を受けるために、非常勤監査役として選任しております。なお、同氏は当社潜在株式を1,500株所有しておりますが、これら以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

非常勤監査役堂田丈明は、事業会社における最高知財責任者の経験を有しており、その専門知識と経験を活かし、当社の不適切な業務執行を阻止・是正する役割を期待して選任を期待して選任、非常勤監査役として選任しております。なお、同氏は当社株式を所有しておりません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、内部監査、監査役監査及び会計監査の活動状況や監査結果、並びに内部統制部門によるリスク管理コンプライアンス委員会等の活動状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べております。また、社外監査役と必要に応じて意見交換等の機会を設け相互連携を図っております。

社外監査役は、監査役会において、内部監査の活動状況及び監査結果、並びに内部統制部門におけるリスク管理コンプライアンス委員会等の活動状況について報告を受け、必要に応じて常勤監査役を通じ追加の報告を求め、又は助言を行っております。また、会計監査の結果について報告会に出席して報告を受けるとともに、三様監査会議に出席して会計監査及び内部監査の結果をふまえた意見交換を行うなどの相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で監査役会を組織しております。監査役の全員が社外監査役であり、うち1名は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は、毎月1回定例開催するほか必要に応じ臨時開催しており、監査方針及び監査計画の策定、各監査役の監査の実施状況及び監査結果の報告受領及び審議、会社の内部統制システムの構築及び運用状況についての報告受領及び審議、会計監査人の報酬同意、会計監査人の評価及び選解任の決定、重要な法定開示書類の審議、並びに監査意見の審議及び決定等を行いました。また、会計監査人及び内部監査室と四半期毎に三様監査会議を開催し、情報共有や意見交換を通じ相互連携を深め、監査機能の向上に努めました。

当事業年度の監査役監査の実施状況として、各監査役は、監査方針及び監査計画に定めた職務分担に沿って監査を実施し、取締役会に出席しその議事運営、決議内容等を確認し、必要に応じて意見表明を行いました。常勤監査役は、経営会議等の重要会議、リスク管理コンプライアンス委員会及び品質管理委員会等への出席、重要書類の閲覧、取締役及び執行役員、内部監査室、会計監査人等との意見交換を通じ取締役の職務執行を監査し、また、部門往査、取締役等からの報告聴取を通じて内部統制システムの整備運用状況を確認し、監査役会に報告しております。非常勤監査役は、監査役会において常勤監査役からの監査の実施状況及び結果の報告を受け、各監査役の専門的な知見から監査の適切性、妥当性等について意見陳述を行っております。

なお、当事業年度は臨時開催を含め監査役会を13回開催しており、各監査役の出席回数は、常勤監査役若松典子は13回、非常勤監査役清水政彦は13回、非常勤監査役堂田丈明は13回となっております。

内部監査の状況

内部監査の組織、人員及び手続

当社における内部監査室は、代表取締役社長の直轄部門として設置されており、従業員1名で構成されております。内部監査は、代表取締役の承認を受けた内部監査計画に基づいて実施され、監査結果は代表取締役及び常勤監査役に直接報告されます。監査結果の取締役会への直接報告は行っておりませんが、監査活動を通じて不正行為を発見した場合、不祥事が発生した場合、また取締役会及び監査役会からの招集があった場合には、速やかに必要な情報を提供し、現状を報告します。

内部監査室は、定期監査について、内部監査計画を立案し、代表取締役の承認を受けております。この内部監査計画に基づき、定期監査の実施を被監査部門に通知し、実地監査もしくは書面監査の併用により監査を実

施しております。定期監査は、法令及び社内規程の準拠性、業務活動の有効性、効率性等を確認するために監査を実施しております。監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査対象となった被監査部門に対して、業務改善等のために指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

さらに、内部監査室は、内部統制実施部門の自己点検結果を踏まえ、内部監査を実施し、内部監査の実施結果を監査役及び会計監査人に定期的に報告しております。また、取締役会が必要に応じて内部監査室に意見を述べさせる機会を確保することで、内部監査の実効性を確保しております。

また、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況評価についても実施しております。なお、統制活動に係る監査及び評価の結果については、内部統制報告制度のもとで一元的に取り扱っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 井上 倫哉

業務執行社員 伏木 貞彦

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名

その他 19名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査役会における会計監査人の選定評価の方針に照らし、監査法人の選定をおこなっております。監査役会は、監査法人の選定に当たり、日本監査役協会の公表する「「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき策定した会計監査人の選定基準に基づき、監査法人の品質管理体制、会社法上の欠格事由の有無、当社からの独立性、監査の実施体制、監査報酬の見積額等を総合的に勘案して評価を実施し、かつ監査役会の「会計監査人の解任又は不選任の決定方針」に定める会社法第340条第1項各号等の解任又は不再任の項目に該当する事項がないことを確認することとしております。

有限責任 あずさ監査法人は、監査役会による選定評価の結果、品質管理体制、独立性、専門性の面で当社の選定基準を満たしており、また、当該法人は第6期（2020年5月期）より継続して当社に対し金融商品取引法に準ずる監査を行っていることから、当社の属する業界、当社の組織、事業内容、取引特性等に十分な理解を有し、当社に内在する監査リスクを的確に分析した上で効率的かつ実効性の高い監査の実施が期待できるとの理由から選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき策定した会計監査人の評価基準に基づき、監査法人の品質管理体制、外部の品質管理レビュー結果とその対応状況、監査チームの独立性、専門性、監査の実施状況、監査報酬等の適切性、監査役、経営者、内部監査室等とのコミュニケーションの有効性、不正リスクへの対応状況を確認し、適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	35,315	1,500	55,298	-
連結子会社	-	-	-	-
計	35,315	1,500	55,298	-

- （注）1．前連結会計年度の非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレターの作成業務であります。
2．上記以外に前連結会計年度の監査に係る追加報酬として、当連結会計年度に6,138千円を支払っております。

b. 監査公認会計士等との同一ネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査法人が策定した監査計画、監査内容、監査日数等及び当社の事業規模等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得て決定するものとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、当事業年度の監査報酬の見積額に関して会計監査人及び当社業務執行者より説明を受け、会計監査人の策定した監査計画における監査時間数及び人員配置の状況、前事業年度における会計監査の職務執行の状況、当事業年度に新たに対応すべき監査項目の有無等を勘案して検証した結果、当該報酬額が監査の品質を維持向上するために合理的な水準であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、取締役の報酬額及び算定方法の決定について、報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、各取締役の担当職務、業績、貢献度などを総合的に勘案し、役員の報酬に関する方針を決定する権限を持っております。監査役については、監査報酬総額の範囲内で、監査役会において、常勤・非常勤の区分や業務分担の状況などを考慮して報酬を決定しております。役員の報酬は、固定報酬のみで構成されております。

取締役の報酬限度額は、2022年8月26日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議しております。監査役の報酬限度額は、2023年8月30日開催の定時株主総会において年額25,000千円以内と決議しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	46,362	46,362	-	-	3
社外取締役	8,100	8,100	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外監査役	18,100	18,100	-	-	3

(注) 上表には、2024年8月29日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

取締役の報酬の決定については、株主総会で決議された総枠の範囲内で各取締役の個別の報酬額を報酬諮問委員会で決定しております。当該委員会は、2022年5月27日の臨時取締役会にて報酬諮問委員会規程を制定し、その中で、委員構成を定めております。委員は代表取締役を含む取締役である委員3名以上で構成され、その過半数は社外取締役でなければならないと定めております。その理由は客観性を担保するためであります。

また、監査役の報酬については、株主総会で決議された総枠の範囲内で各監査役の個別の報酬額を監査役会で決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

該当事項はありません。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年6月1日から2025年5月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年6月1日から2025年5月31日まで)の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、その内容に沿った会計手続きを実施し、適切な開示を行うことができるような体制づくり及びその維持に注力しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 5 月31日)	当連結会計年度 (2025年 5 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,616,931	1,378,758
売掛金及び契約資産	77,181	191,681
仕掛品	3,281	20,073
貯蔵品	14	18
前払費用	42,414	44,055
その他	18,529	57,138
流動資産合計	1,758,352	1,691,725
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	59,128	62,955
減価償却累計額	39,764	49,163
工具、器具及び備品（純額）	19,364	13,792
有形固定資産合計	19,364	13,792
無形固定資産		
のれん	169,158	241,474
ソフトウェア	28,587	21,409
コンテンツ	40,635	45,225
ソフトウェア仮勘定	6,076	18,490
コンテンツ仮勘定	3,909	11,976
無形固定資産合計	248,368	338,576
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,976	4,951
長期前払費用	118	722
繰延税金資産	21,072	6,765
保険積立金	-	6,336
投資その他の資産合計	24,167	18,775
固定資産合計	291,899	371,144
資産合計	2,050,252	2,062,870
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,480	24,610
1年内返済予定の長期借入金	45,088	57,390
未払金	118,537	54,129
未払費用	71,035	82,480
未払法人税等	29,188	23,416
賞与引当金	-	2,300
前受金	336,566	264,532
預り金	24,586	28,132
流動負債合計	650,482	536,990
固定負債		
長期借入金	217,827	277,161
退職給付に係る負債	-	4,648
繰延税金負債	-	1,533
固定負債合計	217,827	283,343
負債合計	868,309	820,334
純資産の部		
株主資本		
資本金	51,000	54,365
資本剰余金	802,741	806,107
利益剰余金	316,642	308,514
株主資本合計	1,170,384	1,168,987
新株予約権	320	320
非支配株主持分	11,238	73,229
純資産合計	1,181,942	1,242,536
負債純資産合計	2,050,252	2,062,870

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月 31 日)
売上高	1 2,119,697	1 2,056,395
売上原価	628,953	759,394
売上総利益	1,490,743	1,297,001
販売費及び一般管理費	2 1,196,249	2 1,253,342
営業利益	294,494	43,658
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	251
助成金収入	570	2,478
その他	914	970
営業外収益合計	1,484	3,700
営業外費用		
支払利息	817	3,419
株式交付費	1,614	-
上場関連費用	2,596	-
その他	102	400
営業外費用合計	5,130	3,819
経常利益	290,848	43,539
特別利益		
固定資産売却益	3 -	3 149
特別利益合計	-	149
特別損失		
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	-	0
税金等調整前当期純利益	290,848	43,689
法人税、住民税及び事業税	29,213	23,586
法人税等調整額	41,607	17,506
法人税等合計	70,821	41,092
当期純利益	220,027	2,596
非支配株主に帰属する当期純利益	4,338	10,724
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失()	215,688	8,128

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
当期純利益	220,027	2,596
包括利益	220,027	2,596
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	215,688	8,128
非支配株主に係る包括利益	4,338	10,724

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	81,435	721,386	100,954	903,775
当期変動額				
新株の発行	25,460	25,460	-	50,920
減資	55,895	55,895	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	215,688	215,688
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	30,435	81,355	215,688	266,608
当期末残高	51,000	802,741	316,642	1,170,384

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	320	-	904,095
当期変動額			
新株の発行	-	-	50,920
減資	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	215,688
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	11,238	11,238
当期変動額合計	-	11,238	277,847
当期末残高	320	11,238	1,181,942

当連結会計年度（自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	51,000	802,741	316,642	1,170,384
当期変動額				
新株の発行	3,365	3,365	-	6,731
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	-	8,128	8,128
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	3,365	3,365	8,128	1,396
当期末残高	54,365	806,107	308,514	1,168,987

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	320	11,238	1,181,942
当期変動額			
新株の発行	-	-	6,731
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	-	8,128
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	61,990	61,990
当期変動額合計	-	61,990	60,593
当期末残高	320	73,229	1,242,536

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	290,848	43,689
減価償却費	29,876	50,746
のれん償却額	4,337	27,657
貸倒引当金の増減額 (は減少)	181	-
株式交付費	1,614	-
受取利息及び受取配当金	0	251
支払利息	817	3,419
有形固定資産売却損益 (は益)	-	149
売上債権及び契約資産の増減額 (は増加)	7,961	79,307
前払費用の増減額 (は増加)	7,356	1,950
棚卸資産の増減額 (は増加)	832	16,321
賞与引当金の増減額 (は減少)	-	970
仕入債務の増減額 (は減少)	3,589	19,900
前受金の増減額 (は減少)	34,389	72,034
未払金の増減額 (は減少)	30,551	78,901
未払費用の増減額 (は減少)	7,490	3,814
その他	6,106	19,309
小計	321,042	157,829
利息及び配当金の受取額	0	251
利息の支払額	817	3,419
法人税等の支払額	865	44,043
営業活動によるキャッシュ・フロー	319,360	205,040
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	13,119	6,013
有形固定資産の売却による収入	-	149
無形固定資産の取得による支出	50,540	50,437
敷金及び保証金の差入による支出	-	1,660
敷金及び保証金の回収による収入	-	1,064
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 118,740	² 93,740
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	² 40,449
保険積立金の積立による支出	-	1,311
投資活動によるキャッシュ・フロー	182,401	111,500
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	200,000	130,000
長期借入金の返済による支出	17,004	58,364
株式の発行による収入	49,305	6,731
財務活動によるキャッシュ・フロー	232,301	78,367
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	369,260	238,173
現金及び現金同等物の期首残高	1,247,670	1,616,931
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 1,616,931	¹ 1,378,758

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社ファクトリアル、株式会社まぼろし、株式会社トゥーアール

当連結会計年度において新たに株式を取得したため、株式会社まぼろし及び株式会社トゥーアールを連結の範囲に含めております。

非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称 第3回新株予約権信託

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な非連結子会社の名称 第3回新株予約権信託

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社ファクトリアル、株式会社まぼろし、株式会社トゥーアールの決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在(2025年3月31日)の財務諸表を使用しております。

ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、株式会社まぼろしについては、決算日を7月31日から3月31日に変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度においては、2024年8月1日から2025年3月31日までの8ヶ月間を連結しております。

また、株式会社トゥーアールは決算日を8月31日から3月31日に変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度においては、2025年1月1日から2025年3月31日までの3ヶ月間を連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品、貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備につきましては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年～8年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3年（社内における利用可能期間）

コンテンツ資産 3年（利用可能期間）

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間（7年～10年）を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却を行っております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込み額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社では、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループにおける主要な収益認識基準は、以下のとおりであります。

AI/DXプロダクト

主に、エンタープライズ企業（従業員1,000名以上の企業約4,000社、当社定義）のデジタル変革を行う土台づくりやデジタル技術内製化のために、デジタル人材の育成支援を行うオンラインDXラーニング「Aidemy Business(アイデミービジネス)」及び講師を派遣し研修を実施する講師派遣型デジタル人材育成研修「Aidemy Practice(アイデミープラクティス)」を提供しております。

「Aidemy Business」は、システム基本料金とライセンス数に応じた利用料金を支払うSaaS形態のサービスとなっており、契約期間にわたって顧客へのサービス提供体制を維持する必要があることから、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

「Aidemy Practice」は、デジタル時代に必要なAI/DXスキルを実戦形式の研修で、サービスの提供が完了した時点を履行義務が充足したものと判断し収益を認識しております。

AI/DXソリューション

主にエンタープライズ企業向けに様々な現場のデジタル変革に必要なテーマ選定、PoC開発、システム開発、運用までの全ての領域を顧客企業に伴走しながら支援する「Modeloy（モデルロイ）」のサービスを提供しております。一定の期間にわたり履行義務の充足が認められるサービスについて、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、発生したコストが履行義務の充足に係る進捗度に比例することから、当連結会計年度末までに発生した原価が原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。

また、一時点で履行義務の充足が認められるサービスについて、完成した成果物を顧客に納入することを履行義務として識別しており、原則として、顧客が成果物を検収した時点で当該成果物に対する支配が顧客に移転することから、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

AI/DXリスキリング

個人領域におけるデジタル人材育成支援プログラム「Aidemy Premium（アイデミープレミアム）」のサービスを提供し、個人のリスキリングを支援しております。

3～6ヶ月の期間ですぐに使えるAI/DXスキルの習得を目指すオンラインの人材育成サービスで、履行義務は顧客に対し約束したサービスを契約期間にわたり提供することであり、顧客との契約におけるサービスの提供期間にわたって履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) のれん

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	169,158	241,474

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

企業結合により取得したのれんは、取得価額と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

また、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

減損の兆候を識別した場合に算定される、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローは事業計画を基礎にしています。当該事業計画の策定には、将来の売上高成長率の予測、並びに人員計画及び人件費の予測といった利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく将来の見積りが含まれます。当該事業計画は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の子会社の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度において、減損損失を計上する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていません。

(2) 繰延税金資産

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	21,072	6,765

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社グループは、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング並びに将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に基づいて回収が見込まれる金額を計上しております。当社グループにおける繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得は、当社グループ各社の事業計画を基礎として見積もられます。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の課税所得の金額について見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

('法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準'等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借り手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取り扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
売掛金	77,181千円	181,833千円
契約資産	-	9,848

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
役員報酬	75,500千円	81,054千円
給料及び手当	488,408	506,040
広告宣伝費	179,037	145,292
支払報酬	154,575	130,705
減価償却費	9,428	13,630
のれん償却額	4,337	27,657

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
工具、器具及び備品	- 千円	149千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,917,600	60,400	-	3,978,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加60,400株は、新規上場に伴う新株の発行による増加50,000株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加10,400株である。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションと しての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	320
	第5回新株予約権	普通株式	2,600	-	-	2,600	-
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	2,600	-	-	2,600	320

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,978,000	18,850	-	3,996,850
自己株式				
普通株式	-	-	-	-

（注）普通株式の発行済株式総数の増加18,850株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストックオプションと しての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	320
	第5回新株予約権	普通株式	2,600	-	-	2,600	-
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	2,600	-	-	2,600	320

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年 6月 1日 至 2024年 5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 6月 1日 至 2025年 5月31日)
現金及び預金勘定	1,616,931千円	1,378,758千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,616,931	1,378,758

2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2023年 6月 1日 至 2024年 5月31日)

株式の取得により新たに株式会社ファクトリアルを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	116,178千円
固定資産	17,164
のれん	173,496
流動負債	36,699
固定負債	62,143
非支配株主持分	6,899
株式の取得価額	201,096
新規連結子会社の現金及び現金同等物	82,355
差引: 連結範囲の変更を伴う株式取得による支出	118,740

当連結会計年度(自 2024年 6月 1日 至 2025年 5月31日)

当連結会計年度に計上した連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出93,740千円は、前連結会計年度に、当社が議決権の80%相当の株式を取得し連結の範囲に含めた株式会社ファクトリアルに残り20%相当の株式取得に係る支出であります。当該当連結会計年度における株式の取得は、前連結会計年度以前の同社株式の取得と1つの企業結合を構成しているため、これらを一体として取り扱い、前連結会計年度における同社株式の取得に係る支出と同様に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出として表示しております。

株式の取得により新たに株式会社まぼろしを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための収入(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	166,486千円
固定資産	8,262
のれん	5,528
流動負債	25,900
固定負債	4,060
非支配株主持分	43,436
株式の取得価額	106,879
新規連結子会社の現金及び現金同等物	138,673
差引: 連結範囲の変更を伴う株式取得による収入	31,794

株式の取得により新たに株式会社トゥーアールを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための収入(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	108,600千円
固定資産	539
のれん	20,823
流動負債	15,977
非支配株主持分	27,948
株式の取得価額	86,036
新規連結子会社の現金及び現金同等物	94,691
差引: 連結範囲の変更を伴う株式取得による収入	8,655

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
1年内	20,160	33,440
1年超	-	-
合計	20,160	33,440

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、事業計画に照らして、必要な資金は自己資金の充当、第三者割当による株式の発行及び銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に本社オフィス賃貸借契約に係るものであり、貸主の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金及びM&Aによる株式取得資金等の投資資金の調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクが存在しております。このうち一部は、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、販売管理・債権管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理して回収遅延や貸倒れの未然防止を図っております。また、敷金及び保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理は、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。また、金利の変動リスクについては、経済情勢や金融情勢を注視し、金利動向に応じた資金調達を実施することでリスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「敷金及び保証金」の連結貸借対照表計上額と、連結貸借対照表における「敷金及び保証金」の金額との差額は、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

前連結会計年度（2024年5月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	2,825	2,794	30
資産計	2,825	2,794	30
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	262,915	260,159	2,755
負債計	262,915	260,159	2,755

当連結会計年度（2025年5月31日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金及び保証金	4,568	4,435	133
資産計	4,568	4,435	133
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	334,551	332,512	2,038
負債計	334,551	332,512	2,038

（注）1．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年5月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,616,931	-	-	-
売掛金	77,181	-	-	-
敷金及び保証金	-	2,825	-	-
合計	1,694,113	2,825	-	-

当連結会計年度（2025年5月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,378,758	-	-	-
売掛金	181,833	-	-	-
敷金及び保証金	-	4,568	-	-
合計	1,560,591	4,568	-	-

2．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年5月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金 （1年内返済予定を含 む）	45,088	42,258	38,676	38,676	38,676	59,541
合計	45,088	42,258	38,676	38,676	38,676	59,541

当連結会計年度（2025年5月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金 （1年内返済予定を含 む）	57,390	53,808	53,808	53,808	53,808	61,929
合計	57,390	53,808	53,808	53,808	53,808	61,929

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年5月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	2,794	-	2,794
資産計	-	2,794	-	2,794
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	-	260,159	-	260,159
負債計	-	260,159	-	260,159

当連結会計年度（2025年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	4,435	-	4,435
資産計	-	4,435	-	4,435
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	-	332,512	-	332,512
負債計	-	332,512	-	332,512

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、敷金及び保証金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、契約期間と同一の期間の国債利回りで割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

連結子会社の一部は、退職一時金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は、中小企業退職金共済制度を採用しており、退職時には退職一時金制度による支給額から中小企業退職金共済制度による給付額を控除した金額が支給されます。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	- 千円	- 千円
退職給付費用	-	588
退職給付の支払額	-	-
中小企業退職金共済制度への拠出額	-	-
連結範囲の変更に伴う増加額	-	4,060
退職給付に係る負債の期末残高	-	4,648

(注) 株式会社まぼろしを新たに連結の範囲に含めたことによる増加であります。

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
積立型制度の退職給付債務	- 千円	8,820千円
中小企業退職金共済制度給付見込額	-	4,171
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	-	4,648

(3) 退職給付費用の内訳

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 - 千円 当連結会計年度588千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 15名 社外協力者 1名	当社監査役 2名 当社従業員 26名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 67,000株	普通株式 48,100株
付与日	2019年6月28日	2020年5月29日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	2019年6月28日～2021年6月27日	2020年5月29日～2022年5月29日
権利行使期間	2021年6月28日～2029年6月27日	2022年5月30日～2030年5月28日

	第3回新株予約権(注2)	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社取締役 2名 当社従業員 36名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 320,000株	普通株式 66,200株
付与日	2020年5月31日	2021年6月21日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2022年9月1日～2032年5月31日	2023年6月16日～2031年6月7日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権は、川副浩司氏を受託者とする信託に割り当てられ、当社の役員及び従業員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	30,025	36,700
権利確定	-	-
権利行使	7,900	8,350
失効	2,000	2,300
未行使残	20,125	26,050

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	320,000	49,100
権利確定	-	-
権利行使	-	2,600
失効	-	2,000
未行使残	320,000	44,500

単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
権利行使価格 (円)	179	450
行使時平均株価 (円)	740	1,207
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
権利行使価格 (円)	450	600
行使時平均株価 (円)	-	1,389
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたStock・オプションの公正な評価単価は、当社株式は付与時点においては未公開株式であったため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となった当社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	60,790千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	13,172千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	613千円	5,127千円
ソフトウェア	24,473	15,477
未払金	5,461	1,329
未払事業税	3,068	2,471
退職給付引当金	-	1,608
繰越税額控除	-	13,669
その他	1,351	1,354
繰延税金資産小計	34,968	41,037
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	-	3,572
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	13,895	30,656
評価性引当額小計(注1)	13,895	34,229
繰延税金資産合計	21,072	6,807
繰延税金負債		
未収事業税	-	1,575
繰延税金負債合計	-	1,575
繰延税金資産の純額	21,072	5,232

(注)1. 評価性引当額が20,334千円増加しております。この増加の主な内容は、当社及び連結子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の3,572千円、繰越税額控除に係る評価性引当額の13,513千円の増加によるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	613	-	-	-	-	-	613
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	613	-	-	-	-	-	(2) 613

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金613千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産613千円を計上しております。当該繰延税金資産613千円は、将来の課税所得の見込により、回収可能と判断したことから評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2025年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	5,127	5,127
評価性引当額	-	-	-	-	-	3,572	3,572
繰延税金資産	-	-	-	-	-	1,554	(2) 1,554

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金5,127千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産1,554千円を計上しております。当該繰延税金資産1,554千円は、将来の課税所得の見込により、回収可能と判断したことから評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	7.0
住民税均等割	0.2	1.8
評価性引当額の増減	6.0	31.2
税率変更による影響	2.3	0.4
軽減税率適用による影響	0.5	2.3
法人税特別控除額	1.4	33.4
子会社取得関連費用	0.4	25.4
のれん償却費	0.5	21.9
連結修正による影響	2.1	16.1
繰越欠損金による影響額	-	4.0
その他	0.3	3.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.4	94.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。

これに伴い、2026年6月1日以後開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は34.6%から35.4%に変更されます。変更後の法定実効税率を当連結会計年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

1. 株式会社まぼろしの株式取得

当社は、2024年6月24日開催の臨時取締役会において、株式会社まぼろし(以下、「まぼろし」)の株式を取得し、子会社化することについて決議し、2024年6月25日に当該株式を取得し子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社まぼろし

事業の内容 Webサイトやスマートフォンサイトの制作・実装等、Webサイトに関わる業務

企業結合を行った主な理由

当社グループは、「先端技術を、経済実装する。」をミッションに掲げ、AIをはじめとした新たなソフトウェア技術を、いち早くビジネスの現場にインストールし、次世代の産業創出を加速させることを目的として事業を展開しております。

当社グループは、主にエンタープライズ企業向けに企業変革の基盤となるDX推進及びAI/DX内製化を支援するプロダクト・ソリューションを展開しております。昨今DXが浸透する中で、顧客企業の求めるニーズも単なる人材育成に留まらず、AI/DXを活用して企業に変革をもたらすAI人材の活躍にシフトしています。

当社グループはこうした実運用の領域であるAI/DXソリューション事業を成長のドライバーと位置付け安定的な売上と利益率の向上によるオーガニックな成長を目指しております。

顧客の企業価値を高めながら当社グループの成長実現に向けて、テクノロジー領域に深い知見を有する人材の確保が肝要であると考えております。

まぼろしはフロントエンドエンジニアとしての経験値が高いメンバーが、エンタープライズ企業の大型Webサイトの企画から構築・運用まで一気通貫したサービスで優位性を築いています。更に大手企業との長期取引に関して多数の実績があり、継続した受注により売り上げも安定しております。

今回の株式取得により、まぼろしの強みであるWebサイトの新規構築、リニューアル、フロントエンドの実装のノウハウや技術力はAI/DXプロダクトの品質向上、AI/DXソリューションModeloyの案件拡充において強力なシナジーがあると見込んでいます。更に当社グループ及びまぼろしの技術力、知見、ノウハウを融合させサービスのデリバリー能力を高めることで、顧客の企業価値最大化に寄与できるだけでなく、当社グループ全体の技術力、収益性の向上や事業拡大に資するものと判断したため、まぼろしの株式取得(子会社化)を決定したものであります。

企業結合日

2024年6月25日

企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

70%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績期間

同社の決算日は3月31日であり、連結決算日と2か月異なっていることから、2024年8月1日から2025年3月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結損益計算書に含めております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	106,879千円
取得原価		106,879千円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 28,300千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん
5,528千円

発生原因

主として今後の事業展開に期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債額並びにその主な内訳

流動資産	166,486千円
固定資産	8,262
資産合計	174,748
流動負債	25,900
固定負債	4,060
負債合計	29,961

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度末の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額が軽微であるため、記載を省略しております。

2. 株式会社トゥーアールの株式取得

当社は、2024年11月15日開催の定時取締役会において、株式会社トゥーアール（以下、「トゥーアール」）の株式を取得し、子会社化することについて決議し、2024年12月2日に当該株式を取得し子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社トゥーアール
事業の内容	フロントエンド専門のWeb制作会社

企業結合を行った主な理由

当社グループは、「先端技術を、経済実装する。」をミッションに掲げ、AIをはじめとした新たなソフトウェア技術を、いち早くビジネスの現場にインストールし、次世代の産業創出を加速させることを目的として事業を展開しております。

当社グループは、主にAI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業を展開しており、法人向けのAI/DXプロダクト、AI/DXソリューション、個人向けのAI/DXリスティングから成り立っております。AI/DXソリューションでは、様々な現場のデジタル変革に必要なテーマ選定、PoC開発、システム開発、運用までの全ての領域を顧客企業に伴走しながら支援する「Modeloy（モデロイ）」のサービスを提供しております。

一方、トゥーアールは、モダンなWebアプリケーション開発に強みを持つメンバーが多数在籍しており、豊富なデリバリー実績と安定した取引基盤を有しております。

こうした中、当社及びトゥーアールの技術力、知見、ノウハウを融合させサービスのデリバリー能力を高めることで、AI/DXソリューションの事業拡大のさらなる加速を実現できると考え、トゥーアールの株式取得（子会社化）を決定したものであります。

企業結合日

2024年12月2日

企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

結合後企業の名称

名称の変更はありません。

取得した議決権比率
70%

取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績期間

同社の決算日は3月31日であり、連結決算日と2か月異なっていることから、2025年1月1日から2025年3月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結損益計算書に含めております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	86,036千円
取得原価		86,036千円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 3,734千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん
20,823千円

発生原因

主として今後の事業展開に期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

償却方法及び償却期間

9年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債額並びにその主な内訳

流動資産	108,600千円
固定資産	539
資産合計	109,139
流動負債	15,977
負債合計	15,977

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度末の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 109,111千円
営業利益 8,517千円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高と、当社の連結損益計算書における売上高との差額を、影響の概算額としています。

なお、当該注記は監査証明を受けていません。

3. 株式会社ファクトリアル株式の株式追加取得

当社は、2023年12月14日付で締結した本株式取得にかかる契約に基づき、2025年2月28日に株式会社ファクトリアル（以下、「ファクトリアル」）の株式を追加取得し、完全子会社化いたしました。

（1）企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ファクトリアル
事業の内容	Webクリエイティブ事業及びWebアプリケーション構築事業

企業結合を行った主な理由

当社は、「先端技術を、経済実装する。」をミッションに掲げ、AIをはじめとした新たなソフトウェア技術を、いち早くビジネスの現場にインストールし、次世代の産業創出を加速させることを目的として事業を展開しております。

当社は、主にAI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業を展開しており、法人向けのAI/DXプロダクト、AI/DXソリューション、個人向けのAI/DXリスティングから成り立っております。AI/DXソリューションでは、様々な現場のデジタル変革に必要なテーマ選定、PoC開発、システム開発、運用までの全ての領域を顧客企業に伴走しながら支援する「Modeloy（モデロイ）」のサービスを提供しております。

一方、ファクトリアルは、エンタープライズ企業の大型Webサイトの構築・運用実績、大企業の新規事業やベンチャー企業のDXパートナーとして、継続的に改善活動を行っております。また、当社のAI/DXソリューション事業におきましては、既に1年以上にわたり一部案件の委託実績もあり、事業シナジーは検証済みであります。

こうした中、当社及びファクトリアルの技術力、知見、ノウハウを融合させサービスのデリバリー能力を高めることで、AI/DXソリューションの事業拡大をさらに加速させていけるものと考え、ファクトリアル株式取得を決定したものであります。

企業結合日

2024年1月1日 支配獲得

2025年2月28日 追加取得

企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

結合後企業の名称

名称変更はありません。

取得した議決権比率

支配獲得日に取得した議決権比率	80.0%
支配獲得後に追加取得した議決権比率	20.0%
追加取得後の議決権比率	100.0%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

（2）実施する会計処理の概要

本企業結合は、2023年12月14日付で締結した本株式取得にかかる契約に基づき、2024年1月1日と2025年2月28日の2度にわたりファクトリアル株式を取得したものであります。したがって、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、2024年1月1日と2025年2月28日に行われた株式取得が1つの企業結合を構成しているため一体として取り扱っております。そのため、支配獲得後に追加取得した持分に係るのれんについては、支配獲得時にのれんが計上されていたものとして算定しております。

（3）連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績期間

同社の決算日は3月31日であり、連結決算日と2か月異なっていることから、2024年4月1日から2025年3月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結損益計算書に含めております。

(4) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	支配獲得時	現金及び預金	201,096千円
	追加取得時	現金及び預金	93,740千円
取得原価			294,836千円

(5) 主要な取引関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 3,600千円

(6) 発生したのれんの金額

支配獲得時	173,496千円
追加取得時	73,621千円
合計	247,118千円

発生要因

主として今後の事業展開に期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

償却方法及び償却期間

10年にわたる均等償却

(7) 企業結合日(支配獲得日)に受け入れた資産及び引き受けた負債額並びにその主な内訳

流動資産	116,178千円
固定資産	17,164
資産合計	133,342
流動負債	36,699
固定負債	62,143
負債合計	98,842

(資産除去債務関係)

当社グループは、オフィスの不動産賃貸契約に基づき、退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該契約に伴う敷金及び保証金が資産に計上されることから、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、AI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

(単位:千円)

	売上区分			合計
	AI/DX プロダクト	AI/DX ソリューション	AI/DX リスキリング	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,125,585	497,284	292,522	1,915,392
一時点で移転される財又はサービス	158,058	46,246	-	204,304
顧客との契約から生じる収益	1,283,644	543,530	292,522	2,119,697
外部顧客への売上高	1,283,644	543,530	292,522	2,119,697

当連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位:千円)

	売上区分			合計
	AI/DX プロダクト	AI/DX ソリューション	AI/DX リスキリング	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	999,872	481,296	211,673	1,692,842
一時点で移転される財又はサービス	169,784	193,769	—	363,553
顧客との契約から生じる収益	1,169,656	675,066	211,673	2,056,395
外部顧客への売上高	1,169,656	675,066	211,673	2,056,395

(注) AI/DXプロダクト及びAI/DXリスキリングは当社が役務提供を行うものです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

また、サービスの対価は、履行義務の充足時点や契約締結日等の請求時点から、概ね1か月以内に支払を受けており、重要な金融要素は含まれておりません。なお、顧客との契約に従い、全ての履行義務を充足する前に前受金を受領する場合があります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上の「売掛金及び契約資産」に含まれます。

契約資産は、顧客とのAI/DXプロダクト及びAI/DXソリューションに係る契約で履行義務の充足に係る進捗に基づき収益認識した未請求分であります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識するAI/DXプロダクト、AI/DXソリューション及びAI/DXリスキリングに係る契約について、契約締結日等における請求に基づき顧客から受領した対価のうち、既に収

益として認識した額を上回る部分であります。サービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債（貸借対照表上の「前受金」）は収益へと振替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、336,566千円であります。

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	42,816	77,181
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	77,181	181,833
契約資産（期首残高）	12,071	—
契約資産（期末残高）	—	9,848
契約負債（期首残高）	370,955	336,566
契約負債（期末残高）	336,566	264,532

残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、AI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	AI/DX プロダクト	AI/DX ソリューション	AI/DX リスキリング	合計
外部顧客への売上高	1,283,644	543,530	292,522	2,119,697

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

連結貸借対照表の有形固定資産は、すべて本邦に所在しているため記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本ゼオン株式会社	299,122	AI/DXプロダクト及びAI/DXソリューション

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	AI/DX プロダクト	AI/DX ソリューション	AI/DX リスキリング	合計
外部顧客への売上高	1,169,656	675,066	211,673	2,056,395

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

連結貸借対照表の有形固定資産は、すべて本邦に所在しているため記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年 6月 1日 至 2024年 5月31日）

当社グループの事業セグメントは、AI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年 6月 1日 至 2025年 5月31日）

当社グループの事業セグメントは、AI/DXに関するプロダクト・ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年 6月 1日 至 2024年 5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年 6月 1日 至 2025年 5月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2023年 6 月1日 至 2024年 5 月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年 6 月1日 至 2025年 5 月31日）
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
1 株当たり純資産額	294.21円	292.47円
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 ()	54.34円	2.03円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	51.03円	- 円

(注) 1 . 当連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 5 月31日)	当連結会計年度 (2025年 5 月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,181,942	1,242,536
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	11,558	73,549
(うち新株予約権 (千円))	(320)	(320)
(うち非支配株主持分 (千円))	(11,238)	(73,229)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	1,170,384	1,168,987
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	3,978,000	3,996,850

3 . 1 株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 ()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	215,688	8,128
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	215,688	8,128
期中平均株式数 (株)	3,968,682	3,989,459
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	257,906	-
(うち新株予約権 (株))	(257,906)	(-)

	前連結会計年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	-	第 1 回新株予約権 新株予約権の数 20,125個 新株予約権の対象となる株式 普通株式 20,125株 第 2 回新株予約権 新株予約権の数 26,050個 新株予約権の対象となる株式 普通株式 26,050株 第 3 回新株予約権 新株予約権の数 320,000個 新株予約権の対象となる株式 普通株式 320,000株 第 4 回新株予約権 新株予約権の数 44,500個 新株予約権の対象となる株式 普通株式 44,500株 第 5 回新株予約権 新株予約権の数 2,600個 新株予約権の対象となる株式 普通株式 2,600株

4 . 当社は、2023年 6 月22日付で東京証券取引所グロース市場に上場しております。前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、新規上場日から前連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

(重要な後発事象)

(アクセンチュア株式会社による当社株券等に対する公開買付の実施について)

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、アクセンチュア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「2. 買付け等の価格」の「（2）新株予約権」において定義します。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様のうち、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権（いずれも以下に定義します。）の所有者の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨し、他方、第3回新株予約権（以下に定義します。）の所有者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て、当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。詳細につきましては、同日に公表いたしました「アクセンチュア株式会社による当社株券等に対する公開買付けに關する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」をご参照ください。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	アクセンチュア株式会社 (Accenture Japan Ltd)
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂一丁目8番1号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 江川 昌史
(4) 事 業 内 容	「ストラテジー&コンサルティング」、「テクノロジー」、「オペレーションズサービス」、「アクセンチュア ソング」及び「インダストリーX（インダストリー エックス）」の5つの領域でサービスとソリューションを提供
(5) 資 本 金	350百万円
(6) 設 立 年 月 日	1995年12月7日
(7) 大株主及び持株比率 (2025年8月14日現在)	Accenture Holdings B.V. (100%)
(8) 当社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 本公開買付の概要

(1) 買付け等の期間

2025年8月15日（金曜日）から2025年9月29日（月曜日）まで（30営業日）

(2) 買付け等の価格

() 普通株式 当社株式1株につき、1,450円（以下「本公開買付価格」といいます。）

() 新株予約権（下記 から の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）

2019年6月27日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第1回新株予約権（行使期間は2021年6月28日から2029年6月27日まで）（以下「第1回新株予約権」といいます。）1個につき、1,271円（以下「本新株予約権買付価格（第1回）」といいます。）

2020年5月28日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第2回新株予約権（行使期間は2022年5月30日から2030年5月28日まで）（以下「第2回新株予約権」といいます。）1個につき、1,000円（以下「本新株予約権買付価格（第2回）」といいます。）

2020年5月28日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第3回新株予約権（行使期間は2022年9月1日から2032年5月31日まで）（以下「第3回新株予約権」といいます。）1個につき、1円（以下「本新株予約権買付価格（第3回）」といいます。）

2021年6月15日開催の当社臨時株主総会決議に基づき発行された第4回新株予約権（行使期間は2023年6月16日から2031年6月7日まで）（以下「第4回新株予約権」といいます。）1個につき、850円（以下「本新株予約権買付価格（第4回）」といいます。）

2021年6月15日開催の当社臨時株主総会決議に基づき発行された第5回新株予約権（行使期間は2021年6月21日から2031年6月20日まで）（以下「第5回新株予約権」といいます。）1個につき、850円（以下「本新株予約権買付価格（第5回）」といいい、本新株予約権買付価格（第1回）、本新株予約権買付価格（第2回）、本新株予約権買付価

格（第3回）、本新株予約権買付価格（第4回）及び本新株予約権買付価格（第5回）を総称して、以下「本新株予約権買付価格」といいます。）

（3）買付予定の株券等の数

買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,708,300株	-株

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	45,088	57,390	1.03	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	217,827	277,161	0.94	2026～2034年
合計	262,915	334,551	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	53,808	53,808	53,808	53,808

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が、連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	中間連結会計期間	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	527,664	1,045,001	1,576,712	2,056,395
税金等調整前中間 (当期) (四半期) 純利益又は税金等調 整前中間 (当期) (四半期) 純 損失 () (千円)	28,087	18,134	54,234	43,689
親会社株主に帰属する中間 (当期) (四半期) 純利益又は 親会社株主に帰属する中間 (当期) (四半期) 純損失 () (千円)	36,238	51,781	87	8,128
1 株当たり中間 (当期) (四 半期) 純利益又は 1 株当たり 中間 (当期) (四半期) 純損失 益 () (円)	9.10	12.99	0.02	2.03

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 () (円)	9.10	3.90	13.01	2.05

(注) 第 1 四半期連結累計期間及び第 3 四半期連結累計期間に係る財務情報に対するレビュー : 有

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 5 月31日)	当事業年度 (2025年 5 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,504,036	1,025,810
売掛金及び契約資産	41,522	94,414
仕掛品	1,157	13,311
貯蔵品	1	1
前払費用	40,380	41,321
未収還付法人税等	-	14,053
その他	18,432	43,643
流動資産合計	1,605,530	1,232,557
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	14,129	8,831
有形固定資産合計	14,129	8,831
無形固定資産		
ソフトウェア	28,587	21,409
コンテンツ	40,635	45,225
ソフトウェア仮勘定	6,076	18,490
コンテンツ仮勘定	3,909	11,976
無形固定資産合計	79,209	97,101
投資その他の資産		
関係会社株式	204,696	523,386
敷金及び保証金	2,520	4,180
繰延税金資産	20,357	-
長期前払費用	-	713
投資その他の資産合計	227,573	528,279
固定資産合計	320,912	634,212
資産合計	1,926,442	1,866,770

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	31,690	19,437
1年内返済予定の長期借入金	28,572	43,704
未払金	106,588	40,306
未払費用	68,986	70,761
未払法人税等	29,168	-
前受金	336,566	264,532
預り金	21,903	22,816
流動負債合計	623,475	461,557
固定負債		
長期借入金	159,523	232,543
繰延税金負債	-	1,533
固定負債合計	159,523	234,076
負債合計	782,998	695,633
純資産の部		
株主資本		
資本金	51,000	54,365
資本剰余金		
資本準備金	641,416	644,782
その他資本剰余金	161,324	161,324
資本剰余金合計	802,741	806,107
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	289,382	310,343
利益剰余金合計	289,382	310,343
株主資本合計	1,143,123	1,170,816
新株予約権	320	320
純資産合計	1,143,443	1,171,136
負債純資産合計	1,926,442	1,866,770

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
売上高	2,073,451	1,726,692
売上原価	1 646,216	1 568,835
売上総利益	1,427,234	1,157,856
販売費及び一般管理費	1, 2 1,175,291	1, 2 1,114,761
営業利益	251,942	43,095
営業外収益		
受取利息	0	54
助成金収入	570	2,478
その他	485	620
営業外収益合計	1,055	3,153
営業外費用		
支払利息	592	2,633
株式交付費	1,614	-
上場関連費用	2,596	-
その他	-	400
営業外費用合計	4,803	3,033
経常利益	248,194	43,215
特別利益		
固定資産売却益	-	149
特別利益合計	-	149
特別損失		
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	-	0
税引前当期純利益	248,194	43,364
法人税、住民税及び事業税	29,168	512
法人税等調整額	30,597	21,891
法人税等合計	59,766	22,403
当期純利益	188,428	20,961

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)		当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		234,286	36.2	243,845	42.0%
外注費		354,836	54.8	256,277	44.1%
経費		58,250	9.0	80,867	13.9%
小計		647,374	100.0	580,989	100%
期首仕掛品棚卸高		-		1,157	
合計		647,374		582,146	
期末仕掛品棚卸高		1,157		13,311	
当期売上原価		646,216		568,835	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
通信費 (千円)	30,824	36,746
地代家賃 (千円)	6,977	11,798
減価償却費 (千円)	20,448	36,978
消耗品費 (千円)	-	145

【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
当期首残高	81,435	565,646	155,739	721,386	100,954	100,954	903,775	320	904,095
当期変動額									
新株の発行	25,460	25,460	-	25,460	-	-	50,920	-	50,920
減資	55,895	50,310	5,585	55,895	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	188,428	188,428	188,428	-	188,428
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	30,435	75,770	5,585	81,355	188,428	188,428	239,348	-	239,348
当期末残高	51,000	641,416	161,324	802,741	289,382	289,382	1,143,123	320	1,143,443

当事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
当期首残高	51,000	641,416	161,324	802,741	289,382	289,382	1,143,123	320	1,143,443
当期変動額									
新株の発行	3,365	3,365	-	3,365	-	-	6,731	-	6,731
当期純利益	-	-	-	-	20,961	20,961	20,961	-	20,961
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	3,365	3,365	-	3,365	20,961	20,961	27,692	-	27,692
当期末残高	54,365	644,782	161,324	806,107	310,343	310,343	1,170,816	320	1,171,136

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備につきましては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3年（社内における利用可能期間）

コンテンツ資産 3年（利用可能期間）

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

6. 収益及び費用の計上基準

当社における主要な収益認識基準は、以下のとおりであります。

(1) AI/DXプロダクト

主に、エンタープライズ企業（従業員1,000名以上の企業約4,000社、当社定義）のデジタル変革を行う土台づくりやデジタル技術内製化のために、デジタル人材の育成支援を行うオンラインDXラーニング「Aidemy Business(アイデミービジネス)」及び講師を派遣し研修を実施する講師派遣型デジタル人材育成研修「Aidemy Practice(アイデミープラクティス)」を提供しております。

「Aidemy Business」は、システム基本料金とライセンス数に応じた利用料金を支払うSaaS形態のサービスとなっており、契約期間にわたって顧客へのサービス提供体制を維持する必要があることから、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

「Aidemy Practice」は、デジタル時代に必要なAI/DXスキルを実践形式の研修で、サービスの提供が完了した時点を履行義務が充足したものと判断し収益を認識しております。

(2) AI/DXソリューション

主にエンタープライズ企業向けに様々な現場のデジタル変革に必要なテーマ選定、PoC開発、システム開発、運用までの全ての領域を顧客企業に伴走しながら支援する「Modeloy（モデロイ）」のサービスを提供しております。

一定の期間にわたり履行義務の充足が認められるサービスについて、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、発生したコストが履行義務の充足に係る進捗度に比例することから、当事業年度末までに発生した原価が原価総額に占める割合(インプット法)に基づいて行っております。

また、一時点で履行義務の充足が認められるサービスについて、完成した成果物を顧客に納入することを履行義務として識別しており、原則として、顧客が成果物を検収した時点で当該成果物に対する支配が顧客に移転することから、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(3) AI/DXリスキリング

個人領域におけるデジタル人材育成支援プログラム「Aidemy Premium（アイデミープレミアム）」のサービスを提供し、個人のリスキリングを支援しております。

3～6ヶ月の期間ですぐに使えるAI/DXスキルの習得を目指すオンラインの人材育成サービスで、履行義務は顧客に対し約束したサービスを契約期間にわたり提供することであり、顧客との契約におけるサービスの提供期間にわたって履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

・関係会社株式

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	204,696	523,386

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上されている関係会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の評価は、発行会社の財政状態又は超過収益力を反映した実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、回復する見込みがあると認められる場合には減損処理を行わないことがあります。

また、発行会社の財政状態又は超過収益力を反映した実質価額は、子会社の将来の事業計画に基づき判断しており、当該事業計画の策定には、将来の売上高成長率の予測、並びに人員計画及び人件費の予測といった利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく将来の見積りが含まれます。当該事業計画は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の子会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度において減損処理を行う可能性があります。

なお、当事業年度において、実質価額に著しい低下は生じていないと判断しており、関係会社株式評価損は計上しておりません。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
短期金銭債権	16 千円	1,470 千円
短期金銭債務	11,159	2,387

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
営業取引による取引高	66,289 千円	128,762 千円
営業取引以外の取引による取引高	5,555	-

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度15.2%、当事業年度13.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度84.8%、当事業年度87.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
役員報酬	75,500千円	72,562千円
給料及び手当	479,944千円	479,840千円
広告宣伝費	179,037千円	145,292千円
支払報酬料	154,575千円	116,147千円
減価償却費	8,745千円	8,384千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年5月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 204,696千円)は、市場価格のない株式等に該当するため、貸借対照表日における時価を記載しておりません。

当事業年度(2025年5月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 523,386千円)は、市場価格のない株式等に該当するため、貸借対照表日における時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	- 千円	746千円
ソフトウェア	24,473	15,477
減価償却超過額	44	0
未払金	5,461	1,329
未払事業税	3,068	-
繰越税額控除	-	9,651
その他	1,152	257
繰延税金資産小計	34,201	27,463
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	746
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	13,843	26,716
評価性引当額小計	13,843	27,463
繰延税金資産合計	20,357	-
繰延税金負債		
未収事業税	-	1,533
繰延税金負債合計	-	1,533
繰延税金資産(負債)の純額	20,357	1,533

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
法定実効税率	34.6 %	34.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	7.0
評価性引当額の増減額	7.1	31.4
適用税率の変更	2.7	0.4
軽減税率適用による影響	0.5	-
住民税均等割額	0.2	1.2
法人税特別控除額	1.7	22.3
その他	0.2	0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.1	51.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。

これに伴い、2026年6月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は34.6%から35.4%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

当社は、2024年6月24日開催の取締役会において、株式会社まぼろしの株式を取得し、子会社化することについて決議し、2024年6月25日に当該株式を取得し子会社化いたしました。

当社は、2024年11月15日開催の取締役会において、株式会社トゥーアールの株式を取得し、子会社化することについて決議し、2024年12月2日に当該株式を取得し子会社化いたしました。

当社は、2023年12月14日付で締結した本株式取得にかかる契約に基づき、2025年2月28日に株式会社ファクトリアルの株式を追加取得し、完全子会社化いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（重要な会計方針）6 . 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

連結財務諸表注記「重要な後発事象（アクセンチュア株式会社による当社株券等に対する公開買付の実施について）」に同一の内容を記載しているため、注記は省略しています。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価償却累計額 又は累計償却額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
工具、器具及び備品	38,493	3,086	2,315	39,264	30,433	8,384	8,831
有形固定資産計	38,493	3,086	2,315	39,264	30,433	8,384	8,831
無形固定資産							
ソフトウェア	35,727	5,320	-	41,048	19,638	12,498	21,409
コンテンツ	58,034	29,070	-	87,105	41,879	24,480	45,225
ソフトウェア仮勘定	6,076	17,733	5,320	18,490	-	-	18,490
コンテンツ仮勘定	3,909	37,137	29,070	11,976	-	-	11,976
無形固定資産計	103,748	89,262	34,391	158,619	61,517	36,978	97,101

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	内容	金額
工具、器具及び備品	パーソナルコンピューターの購入	3,086千円
ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定からの振替	5,320千円
コンテンツ	コンテンツ仮勘定からの振替	29,070千円
ソフトウェア仮勘定	管理用ソフトウェア開発	17,733千円
コンテンツ仮勘定	教材コンテンツ開発	37,137千円

2. 当期減少額のうち、ソフトウェア仮勘定及びコンテンツ仮勘定の減少は主に本勘定への振替によるものです。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 6 月 1 日から翌年 5 月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から 3 か月以内
基準日	毎年 5 月31日
剰余金の配当の基準日	毎年 5 月31日及び毎年11月30日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	会社の公告は、電子公告によって行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://aidemy.co.jp/publicnotice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2023年5月19日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2023年6月5日及び2023年6月13日関東財務局長に提出。

2023年5月19日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第10期（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）2024年8月30日関東財務局長に提出

(4) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年8月30日関東財務局長に提出。

(5) 半期報告書及び確認書

第11期中（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）2025年1月14日関東財務局長に提出

(6) 臨時報告書

2023年7月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2023年8月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2023年8月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2024年1月18日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2（子会社取得）に基づく臨時報告書であります。

2024年5月9日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2024年6月24日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2（子会社取得）に基づく臨時報告書であります。

2024年6月24日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2（子会社取得）に基づく臨時報告書であります。

2024年9月2日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2024年11月15日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2（子会社取得）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年 8 月28日

株式会社アイデミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上 倫哉
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伏木 貞彦
業 務 執 行 社 員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイデミーの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイデミー及び連結子会社の2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年8月14日開催の取締役会において、アクセンチュア株式会社による会社の普通株式及び新株予約権に対して行う公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、新株予約権の所有者に対して本公開買付けへの応募を推奨、又は本公開買付けに応募するか否かについて、当該新株予約権者の判断に委ねる旨を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社アイデミーのAI/DXプロダクトに係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている連結売上高2,056,395千円のうち、株式会社アイデミー（以下、「会社」という。）のAI/DXプロダクトに係る売上高は1,169,656千円、連結売上高の57%であり、その大部分を占めている。 会社は、注記事項「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項(6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、以下による収益認識を行っている。 （AI/DXプロダクト） （1）「Aidemy Business」は、システム基本料金とライセンス数に応じた利用料金を支払うSaaS形態のサービスとなっており、契約期間にわたって顧客へのサービス提供体制を維持する必要があることから、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識している。 （2）「Aidemy Practice」は、デジタル時代に必要なAI/DXスキルを実践形式の研修で、サービスの提供が完了した時点を履行義務が充足したものと判断し収益を認識している。 売上高は経営者及び連結財務諸表の利用者が重視する指標の一つであり、公表する業績予想を達成するために架空の売上高が計上されるリスクや、売上高を前倒し計上するリスクが存在するため、監査上、特に慎重に検討する必要がある。 以上から、当監査法人は、会社のAI/DXプロダクトに係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、会社のAI/DXプロダクトに係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 収益認識に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。 ・事業部門とは独立した経営管理部の担当者が、販売システムに登録された受注内容と顧客からの利用申込書または契約書を照合する統制 ・財務経理部の責任者が、販売システムと会計システムにおける売上計上金額の整合性を確認する統制 (2) AI/DXプロダクトに係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性の検討 AI/DXプロダクトに係る売上高に架空または前倒し計上されたものが含まれていないことを確認するため、主に以下の監査手続を実施した。 ・売上高の計上金額について、販売システムと会計システムの整合性を検証した。 ・期末日前の一定期間の売上高のうち監査人が重要と判断した売上取引を抽出し、顧客からの利用申込書または契約書、顧客のサービス利用履歴及び入金証憑と突合した。 ・期末日後における売上高のマイナス計上取引の有無を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に關して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 8 月28日

株式会社アイデミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員
公認会計士
井 上 倫 哉

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員
公認会計士
伏 木 貞 彦

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイデミーの2024年6月1日から2025年5月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイデミーの2025年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年8月14日開催の取締役会において、アクセンチュア株式会社による会社の普通株式及び新株予約権に対して行う公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、新株予約権の所有者に対して本公開買付けへの応募を推奨、又は本公開買付けに応募するか否かについて、当該新株予約権者の判断に委ねる旨を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

AI/DXプロダクトに係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「AI/DXプロダクトに係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「株式会社アイデミーのAI/DXプロダクトに係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。